

令和7年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月8日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	森 伸二
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	前田 晃良	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子                      主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
監査委員	塚原 喬
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
図書館長	深見 亜喜

住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	畦地 英志

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第1号)

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第2  | 会期の決定      |  |
| 第3  | 発議第7号      | 議席の一部変更について  |
| 第4  | 発議第8号      | 議席の指定について  |
| 第5  | 発議第9号      | 常任委員会委員の指名について   |
| 第6  | 発議第10号     | 藍住町議会広報特別委員会委員の指名について  |
| 第7  | 発議第11号     | 議会改革調査特別委員会委員の指名について   |
| 第8  | 発議第12号     | 交通移動支援対策特別委員会委員の指名について   |
| 第9  | 発議第13号     | 議員資質向上の調査特別委員会委員の指名について  |
| 第10 | 議第70号      | 令和7年度藍住町一般会計補正予算について   |
| 第11 | 議第71号      | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正<br>予算について   |
| 第12 | 議第72号      | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算<br>について   |
| 第13 | 議第73号      | 令和7年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補<br>正予算について  |
| 第14 | 議第74号      | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の<br>利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特<br>定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第15 | 議第75号      | 幼稚園の授業料に関する条例の一部改正について   |
| 第16 | 議第76号      | 藍住町町民栄誉賞授与の同意について  |

令和7年藍住町議会第4回定例会会議録

12月8日

午前10時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和7年第4回藍住町議会定例会に御出席くださり、ありがとうございます。

ただいまから、令和7年第4回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、高橋町長並びに大西孝志君には、先の町長選挙、町議会議員補欠選挙での御当選おめでとうございます。この場をお借りしてお喜び申し上げます。ここで大西孝志君から就任の御挨拶をいただきたいと思ひます。

大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●議員（大西孝志君） このたび、藍住町議会議員補欠選挙で初当選させさせていただきました大西孝志と申します。今回の補欠選挙で当選させていただいたこと、身の引き締まる思いで受け止めております。これからの2年の任期を通して、町民の声に耳を傾け、藍住町民がより暮らしやすく安心して住み続けられる町になるように全力で取り組んでまいります。まだまだ未熟者ではございますが、真面目に誠実に取り組むことをお約束いたします。これからも御指導、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、藍住町議会会議規則第120条の規定によって、11番議員、林茂君及び12番議員、奥村晴明君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月24日までの17日間にした

いと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月24日までの17日間に決定しました。

---

○議長（米本義博君） 日程第3、発議第7号「議席の一部変更について」を行います。今回、新たに当選された大西孝志君の議席に関連し、藍住町議会会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。変更した議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

島川事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定します。

---

○議長（米本義博君） 日程第4、発議第8号「議席の指定について」を行います。今回当選された大西孝志君の議席は、藍住町議会会議規則第4条第2項の規定によって1番に指定します。各自、御移動をお願いいたします。

この間、議事の都合により小休します。

午前10時5分小休

---

〔小休中に、大西孝志君、栗島和義君、新居純一君、元木春香君、紙永芳夫君、竹内君彦君、永浜浩幸君、前田晃良君、席を移動する〕

---

午前10時8分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

日程第5、発議第9号「常任委員会委員の指名について」を議題にします。

お諮りします。常任委員会委員の指名については、藍住町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、厚生常任委員会委員に大西孝志君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、厚生常任委員会委員に大西孝志君を選任することを決定しました。

---

○議長（米本義博君） 日程第6、発議第10号「藍住町議会広報特別委員会委員の指名について」から日程第9、発議第13号「議員資質向上の調査特別委員会委員の指名について」までの4議案を一括議題とします。

お諮りします。藍住町議会広報特別委員会委員、議会改革調査特別委員会委員、交通移動支援対策特別委員会委員、議員資質向上の調査特別委員会委員の指名については、藍住町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、大西孝志君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、藍住町議会広報特別委員会委員、議会改革調査特別委員会委員、交通移動支援対策特別委員会委員、議員資質向上の調査特別委員会委員に大西孝志君を選任することに決定しました。

---

○議長（米本義博君） 日程第10、議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第16、議第76号「藍住町町民栄誉賞授与の同意について」までの7議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り何かと慌ただしくなるとともに、日ごとに寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となってまいりました。

さて、本日、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、12月定例会は町長選挙後、初めての議会でありますので、一言、町長就任の御挨拶を申し上げます。

去る11月9日執行の町長選挙におきまして、町民の皆様から多くの御支援を頂き、三期目の当選を果たすことができました。感激とともに、職責の重さに身の引き締まる思いであります。皆様の期待を裏切らないよう全身全霊を傾け、町政に取り組んでまいります。今後とも人口減少や少子高齢化、大規模災害対策などの多くの取り組むべき課題と真摯に向き合い、誰もが住んでよかったと思える、そして誰

もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを覚悟と行動をもって一層進めてまいります。議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、何とぞ、御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。就任の御挨拶といたします。

次に、提案理由の説明に先立ち、行政報告を申し上げ一層の御理解を賜りたいと存じます。はじめに、町政施行70周年記念事業についてであります。10月26日、70周年を記念し、総合文化ホールの特設会場にて藍染衣装のファッションショー、インディゴコレクション2025を開催いたしました。就学前のお子さんや児童の皆さんをはじめ、46名の方がモデルとなって自らが染め上げた藍染衣装を身にまといランウェイを華麗に彩りました。参加者をはじめ、観覧者の皆様からも御好評を頂き、伝統と革新が融合した藍の魅力と文化を若い世代に伝えることができたと考えています。この催しは、町公式YouTubeチャンネルでも動画配信を行っており、藍の持つ奥深い魅力や藍住町のすばらしい特色を全国へ広く発信してまいります。

次に、物価高対策についてであります。エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている住民生活の支援と町内事業者への経済的影響の緩和を目的に、1世帯に1セット、1万5,000円の商品券を1万円で販売する、あいずみ商品券については11月末時点で対象世帯の約7割の皆様にご購入いただいております。購入期限、使用期限については、ともに来年1月末までとなっております。引き続き多くの皆様にご利用いただけるよう周知に努めてまいります。また、長引く物価高騰は、学校給食に係る食材費などに影響を及ぼしており、質の高い給食の提供は困難となりつつあります。そこで、保護者の皆様のご負担を増加させることなく、これまでどおりの給食が提供できるよう、このたびの補正予算において、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し物価上昇に伴う経費を計上することといたしました。引き続き、厳しい経済状況下にある子育て世帯の支援に努めてまいります。

次に、総合計画についてであります。現在の第5次藍住町総合計画の計画期間が今年度で終了するため、令和8年度から令和15年度までの8年間を計画期間とする第6次総合計画の策定に向けて、町民アンケートの結果や外部委員等で構成する藍住町総合計画・総合戦略推進委員会の御意見、御提言を踏まえ、現在、基本構想の策定作業を進めております。総合計画は本町の最上位計画であり、本町が今後目指すべき在り方を描き、その実現に向け住民と行政が協働で施策、事業を推進するための指針となるものであります。総合計画における基本構想については、今定例

会での上程を予定しており、議決を得た上で、その基本構想を達成するための具体的な施策の方向を示す基本計画を策定することとしております。

次に、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業についてであります。9月定例会におきまして御承認いただきました事業請負契約に基づき、10月から基本設計に着手しております。現在、計画地及びその周辺の環境について、測量や電柱の整理、また新橋架橋の影響で正法寺川を管理する河川事務所や県等、関係各所との協議を重ねており、令和10年春の施設供用開始に向け着実に事業を進めてまいります。

次に、主権者教育についてであります。藍住町の未来を担う中学生が議会の役割や地方自治の仕組みを学び、藍住町のまちづくりや将来について考えることで、郷土愛を醸成し、町の未来を担う人材に育つことを目的として、藍住町中学生議会を11月17日に開催いたしました。中学生議員からは、子育て支援や出産援助、武道館の改修、防災計画についてなど様々な質問や御要望を頂きました。現在の取組を継続、充実させるものや実施について検討が必要なものもありますが、若い世代が一層活躍できる魅力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、食育についてであります。食育やエシカル消費、SDGsの観点から学校給食に試験的にジビエを利用いたします。鹿や猪は農作物への被害が問題となり有害鳥獣として駆除される一方で、鉄分が多く高タンパク低脂肪という栄養価の高さが評価されています。徳島県においては、捕獲された野生鳥獣を地域資源として有効活用し、子供たちへの食育や栄養教育の観点から学校給食へのジビエ利用を推進しております。こうしたことから、本町においても三学期の学校給食にジビエを利用したメニューを提供し、これを機会に地域の食文化や産業、栄養に関する知識を深めていっていただきたいと考えております。

最後に藍の魅力発信についてであります。藍のふるさと阿波魅力発信協議会に加盟する9市町が一堂に会し、地域連携を深めることを目的として藍住町歴史館藍の館において、日本遺産フェスタ in 藍のふるさと藍住を開催いたしました。11月5日から12月1日までの間、各市町の魅力や多彩なサブストーリーを広く紹介したパネル展示、11月24日には各市町のブースの出展に加え、藍を使った石けんやクリスマス飾り作りの体験イベントを実施いたしました。これにより日本遺産を知るだけでなく感じる機会を提供し、日本遺産のさらなる周知と地域の魅力向上及び連携強化を図りました。開催期間中には県内外から2,000人を超える多くの方々にお越しいただき、各地域の歴史をひもとくパネル展示や藍に親しむワークショ

ップなどを通じて日本遺産の奥深い魅力を肌で感じていただけたと考えております。

それではこれより提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも2億3,700万円を追加し、予算総額を150億5,800万円とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。民生費では後期高齢者医療療養給付費負担金、国庫支出金等精算返納金等で2,051万4,000円増額、衛生費では予防接種委託料等で1,091万1,000円増額、消防費では災害物資集配拠点施設整備事業等で1億27万6,000円増額、教育費では藍資料館整備事業費、学校給食調理加工費等で7,722万6,000円増額するものであります。歳入の主な補正では地方交付税で1億3,622万9,000円増額、国庫支出金で2,338万1,000円増額、町債で6,650万円増額するものであります。

議第71号「令和7年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも5,498万8,000円を追加し、予算総額を33億7,169万9,000円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳出においては保険給付費を4,100万円、予備費を2,111万2,000円増額し、総務費を246万4,000円、保健事業費を466万円減額し、歳入においては繰越金を4,964万2,000円、国庫支出金を534万6,000円増額するものであります。

議第72号「令和7年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも6,877万6,000円を追加し、予算総額を32億6,927万8,000円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳出においては保険給付費を6,877万6,000円増額し、歳入においては繰越金を6,877万6,000円増額するものであります。

議第73号「令和7年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」は、歳入歳出とも1,799万6,000円を追加し、予算総額を5億5,799万6,000円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳出においては総務費を288万2,000円、予備費を86万2,000円それぞれ減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を2,174万円増額し、歳入においては後期高齢者医療保険料を2,504万5,000円、国庫支出金を173万8,000円それぞれ増額し、繰入金を792万4,000円、繰越金を86万3,00

0円それぞれ減額するものであります。

議第74号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、基幹業務システムの標準化に伴い国の地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する事務等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議第75号「幼稚園の授業料に関する条例の一部改正について」は、令和8年4月1日からの延長保育廃止に伴い、預かり保育料の額のうち延長保育に係る保育料を削除する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議第76号「藍住町町民栄誉賞授与の同意について」は、今年の柔道世界選手権において、見事優勝を果たされました本町出身の嘉重春樺氏に、その栄誉を称え町民栄誉賞を授与いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由とその概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めを頂きますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（米本義博君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時24分小休

---

〔小休中に、小川理事兼総務課長、上崎健康推進課長、大隅企画政策課長、大地教育次長、補足説明をする〕

---

午前10時47分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査のため12月9日から12月18日までの10日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から12月18日までの10日間、休会することに決定

しました。

なお、次回本会議は、12月19日午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日は、これで散会します。

午前10時47分散会

---

令和7年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和7年12月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	森 伸二
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	前田 晃良	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子                      主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
図書館長	深見 亜喜
住民課長	堺 政仁

生活環境課長

鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

## 5 議事日程

### 議事日程（第2号）

#### 第1 一般質問

2 番議員 栗島 和義

4 番議員 元木 春香

10 番議員 小川 幸英

3 番議員 新居 純一

11 番議員 林 茂

令和7年藍住町議会第4回定例会会議録

12月19日

午前10時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁するようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まず初めに2番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 皆様、おはようございます。栗島和義でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、このたび三期目の御就任を果たされました高橋町長に対し、謹んで心よりお祝い申し上げます。これまでの御尽力に深く敬意を表しますとともに、今後におかれましても、町勢の一層の発展と町民福祉のさらなる向上のため、ますますの御尽力を賜りますことを切にお願い申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。まずはじめに、いじめ対策について質問いたします。私たち議員や保護者にとってはもちろんのこと、何よりも学校生活の当事者である子供たちにとっていじめは最も身近で、かつ、極めて深刻な課題であります。しかし近年、全国的にいじめの認知件数は増加の一途をたどっており、文部科学省の調査によりますと、令和6年度の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は76万9,022件と過去最多を更新しました。ま

た、小中学校における不登校の児童生徒は35万3,970人に上り、こちらも過去最多となりました。そして、これは徳島県内においても同様であります。さらに、深刻な被害が生じるなどしたいじめの重大事態も過去最多となりました。加えて、いじめの形態そのものも多様化しております。従来の暴力や言葉によるいじめだけではなく、SNS上での誹謗中傷やグループからの排除といった、いわゆる見えにくいいじめが増加しております。陰湿化、巧妙化が進んでおり、その結果、教師や保護者の目に触れないまま深刻化してしまうケースも少なくありません。そして、これらの数字の背景には、必ず相談できずに苦しんでいる子供、声を出せずに苦しんでいる子、そうした子供たちの存在があります。家庭環境、友人関係、学級の雰囲気、さらには地域社会との関わりなど様々な要素が複雑に絡み合い、1人の子供の心を静かに、しかし、確実に追い詰めていく、そのような現実があります。大きな声を上げられた子だけではなく、声を上げられなかった子供たちにも私たちは目を向けなければなりません。全国的にいじめが深刻化し、SNSをはじめとした見えにくい形態も増えている中で、まずは本町における現状を正確に把握することが重要であると考えます。そこで、過去5年間の本町の各小中学校におけるいじめの認知件数、相談件数、重大事態件数、これらの現状について資料請求をさせていただきました。その資料に基づきまして、現在の数値の状況、また、内容や傾向としてどのような特徴があるのか、町としての御認識をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 今回資料請求がありましたので、その内容についてお答えをいたします。まず、いじめの認知件数について、町内小中学校の合計で令和2年度は40件、令和3年度は44件、令和4年度は96件、令和5年度は130件、令和6年度は191件となっています。令和6年度の学校別の内訳では、北小学校が14件、南小学校が71件、西小学校が12件、東小学校が47件、藍住中学校が40件、藍住東中学校が7件となっています。次に、いじめの相談件数について、町内小中学校及び青少年相談室の合計で令和2年度は17件、令和3年度は33件、令和4年度は43件、令和5年度は56件、令和6年度は100件となっています。令和6年度の学校別では、北小学校が8件、南小学校が44件、西小学校が4件、東小学校が30件、藍住中学校が2件、藍住東中学校が7件、青少年

相談室が5件となっています。この5年間の調査結果では、本町の小中学校におけるいじめの認知件数は増加しており、相談に至る割合も年々高くなっております。この傾向はこれまでの学習や研修の成果と考えており、児童生徒や教員の意識が高まっていることが伺えます。

なお、重大事態件数はありませんでした。また、調査結果のうち、いじめを発見したきっかけについての設問では、アンケート調査などで明らかとなった割合が約35パーセントと最も多くなっています。これは誰にも分からなかったいじめがアンケート調査等によって発見されているということであり、年々貴重な取組となっています。この傾向は藍住町だけでなく、徳島県全体でも同様となっています。

なお、本人からの訴えによるものが25.7パーセント、次いで学級担任による発見が20.2パーセントとなっています。さらに、誰に相談したかという設問では、日常的に関わりの多い担任の先生が56.4パーセント、保護者や家族が25.6パーセントと合わせて8割を占めていますが、友人に相談する件数が増加傾向にあります。一方で、誰にも相談していないという回答が2.2パーセントあり、こちらも増加傾向にあります。このように認知件数や相談件数の増加に比例し、誰にも相談できていない、発見されていない件数も増えてきています。この状況に対応するため、定期的なアンケート調査によりいじめを把握する取組を継続するとともに、できる限り早期に相談につなげられる環境整備や、より効果的な学習や研修の実践を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。ただいまの御答弁では、いじめの認知件数、相談件数は年々増加傾向にある一方で、重大事態の発生は0件との御説明でした。そこで確認させていただきます。まず、重大事態の定義といたしまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号におきまして「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」。さらに、第2号には「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」とされております。この相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて「年間30日の欠席を目安とする」とされております。先ほどの御答弁でありました重大事態が0件とい

うことは、いじめを要因としておおむね年間30日以上の不登校となっている児童生徒は、本町にはいないという理解でよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） おっしゃるとおり、いじめが原因で30日以上欠席している子はいないという、そういう認識でおります。以上、答弁とします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再々問いたします。先ほどの文科省のいじめの重大事態の調査に関わるガイドライン、これによりますと「重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要」とされております。また、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられる場合には、欠席が30日に到達する前から設置者に報告、相談し情報共有を行うことが求められております。いじめが要因として、おおむね年間30日以上不登校となっている児童生徒が本町にはいないとの御答弁でしたが、本町の小中学校において不登校となっている児童生徒について、その背景にいじめがあるかどうか、どのように把握、整理されているのでしょうか。具体的にお答えください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） お答えいたします。長期間休んでいる児童生徒には、病気やけが以外でも学校に行くことができない様々な理由があります。学校からは、休みはじめの頃やその後の状況把握のときに本人や保護者から話を聞くことがありますが、特にいじめが原因だと推察されるような様子や発言がないため、長期休暇の原因をいじめであるとはしておりません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） いじめは必ずしも最初から深刻な形で現れるものではなく、小さな嫌がらせやからかいといった行為が繰り返され積み重なることでやがて不登校などの重大事態へと発展してしまうケースは少なくありません。さらに、

近年はいじめの舞台が学校にとどまらず、家庭や地域、課外活動の場、そしてSNS空間にまで広がっており、結果として発見が年々難しくなっているという課題にも直面しているものと考えます。こうした状況の中で、深刻な事態を未然に防ぐためには、やはり初期段階での発見が被害拡大を防ぐ上で極めて重要になるのではないのでしょうか。そこでお伺いたします。いじめが深刻化する前に小さな兆候の段階で気づき、迅速かつ適切に対応するための取組として本町の各小中学校では、現在どのような具体的取組を実施しているのでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 小中学校でのいじめ対策の取組についてお答えをいたします。いじめや不登校の問題は、何より早期発見が肝要であり、いじめの小さい兆候を見逃すことがないよう教員全体で意思統一を図り、実践する必要があります。そして、本人や周りの子供たちが教員や周りの大人に相談することも重要です。そのためには、研修の継続的な実施だけでなく相談窓口や相談体制の充実を図ることが求められています。教員が日常的に子供たちと関わり、信頼関係を築き、相談しやすい環境をつくるとともに、子供たちにはお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする。いじめは許されないこと。傍観することもいじめをすることと同じという指導を重ねていくことも大切です。校内研修や職員会議などでは、いじめの問題についての共通理解、情報共有を図るとともに、保護者やPTA、また、関係機関との協議や連携を一層深めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。いじめを早期に発見し適切に対応するための取組として、教職員に対する校内研修、情報共有、また、関係機関との協議を実施しているとの御答弁でありました。確かに、学校現場においていじめの早期発見に不可欠なのは教育職員の1人1人の気づきの力であると考えます。児童生徒の表情や行動の変化、さらには友人関係の微妙な揺らぎといった日々の中に現れる小さな兆候を見逃さず丁寧な見守りを継続していくことが極めて重要であります。そのためには、個々の教職員の経験や勘に頼るだけではなく、学校内の情報

共有体制を整え、組織として兆候を把握できる仕組みづくりが欠かせません。また、気づきの力を高め続けるための研修やスキル向上の取組も極めて重要であると考えます。そこで、御答弁にありました教職員に対する校内研修や情報共有、また、関係機関との協議についての仕組みは、現在どのように具体的に整備されているのか。また、教職員を対象とした気づきの力を養うための研修やスキル向上の取組についても具体的にどのような内容、頻度で実施されているのでしょうか。改めてお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 先ほどお答えしました校内研修や保護者、P T A、関係機関との協議のほかにも県においてもいじめに関する研修等が実施されております。最近では11月26日から全ての教職員を対象に、いじめの定義や国や県の基本方針、学校における平時からの備えなどをeラーニング形式での研修が実施をされています。また、いじめの事案が発生した場合には担当する教員が1人で対応するのではなく、学年主任や教頭、校長など複数名で協議しながら適切な対応を行うほか、スクールカウンセラーや相談員、専門機関等との連携を図るようしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再々問いたします。ただいまの御答弁では、11月26日から全ての教職員を対象にeラーニング形式の研修、校内外の様々な関係機関とも連携して取組を行っているとの御説明でした。しかし、いじめの多様化が進む中で現場が実際にどこまで機能しているのかという点について、依然として課題が残っていると感じております。早期発見の実行性について御答弁にあった取組は理解しましたが、これらの取組を通じて実際に早期の発見や把握、未然防止にどの程度つながっているのでしょうか。一定程度の効果があるのか、あるいは課題が依然として残っているのか。また、課題がある場合には最も改善が必要だと感じておられる点は何でしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） いじめ問題に対応するスキルが向上しているかどうかについては、いじめの事案ごとにそれぞれ対応が異なってくるためはっきりとお答えすることはできませんが、最初のほうでお答えしましたように、継続的な研修等により教員の認識が深まることでいじめの兆候の発見につながり、早期発見、早期対応につながっているものと考えております。近年ではネット上のいじめも多く、掲示板やグループラインへの誹謗中傷の書き込みやなりすましなどがあり、匿名であることや短期間で拡散してしまい、投稿者が削除したとしても複製されたものが半永久的に残り続けるデジタルタトゥーが重大な問題となっています。スマートフォンや1人1台端末といった保護者や教員の目が届きにくいといったことが課題であり、家庭ではネット利用のルールづくりや利用状況の把握、学校では、情報モラル教育の強化や相談しやすい環境づくりが必要であると考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） いじめ対策には多様な手だてが求められております。その中で最も難しい課題は、誰にも相談できない子供をどう救うかという1点に尽きると考えております。アンケートでも言えない、面談でも言えない、先生にも家族にも友達にも言えない。しかし、心の中では確かに助けを求めている。そのような子供は必ず存在します。心の中で助けを求めながらも言葉にできずに1人で抱え込んでしまう。その苦しさに私たちはもっと想像力を働かせなければなりません。しかし、従来の手法だけではその小さな変化や声なきSOSを確実に受け止めることが難しい場面があるのも事実です。だからこそ、ICTを活用した新たなアプローチが必要であると考えております。以前の定例会一般質問においても、メンタルヘルスケア対策として取り上げさせていただきました心の体温計、これもその1つです。現在では、いじめチェックモードも追加されております。さらに、児童生徒に近く、新たに支給される予定のGIGAスクール構想に対応した自宅に持ち帰り可能な1人1台タブレット端末の活用です。これは、従来の面談や紙のアンケートでは拾い切れなかったサインをオンラインで気軽に相談、自己チェックできる環境が広まります。相談のハードルを下げ、匿名化されたデータから教職員が傾向を把握する、心の変化が見える化するなど、ICTの活用は新たないじめの対策の可能

性を切り開くものであると考えます。つまり、子供が自分の気持ちを匿名性の高い形で発信できる。その環境を整えることにより相談のハードルを下げ、これまで支援の網からこぼれ落ちてしまっていたサインをより多く拾うことができます。また、日々の心の変化をデジタル上で可視化することにより、教職員が早期に兆候を把握できるという点においても、ICTの活用は従来の方法を力強く補完することにつながるのではないのでしょうか。こうした観点から、本町として心の体温計をはじめ、1人1台タブレット端末を活用したICTによる様々ないじめ対策の導入を積極的に進めるべきではないのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 1人1台端末を活用したいじめ対策の導入についてお答えをいたします。文部科学省では市町村に対し、いじめの積極的な認知及び早期発見、早期対応の徹底とともに、学校におけるいじめに対する平時からの適切な備えを求めています。また、1人1台端末を活用した心や体調の変化を早期発見を推進するための健康観察や教育相談システムが紹介されています。徳島県教育委員会では本年4月から県内の公立中学校、高等学校、中等教育学校等の生徒を対象に1人1台端末を活用して、いじめだけではなく悩みや不安の相談に応じるSOSを見逃さない匿名相談アプリによる相談窓口、STANDBYを開設しております。このアプリはスマートフォンからも匿名で相談ができ、専門的な知識や資格を持つ相談員が対応します。相談受付は平日の午後5時から午後10時までですが、チャット入力には24時間可能となっております。受け付けた相談については、県の教育委員会が内容を確認し、各学校への報告や専門機関との連携に生かされます。9月末までに約600件の相談があり、いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見につながったと報告をされています。本町としましては、こういった相談窓口の周知等により、直接相談できない子供たちへの対応を進めてまいりたいと考えております。また、文部科学省は児童生徒の自殺予防の取組に係る通知を本年6月に発出し、いじめ、不登校、自殺リスクの早期発見のための1人1台端末を活用して児童生徒の心や体調変化を把握し早期支援につなげるシステム、心の健康観察の導入を推進しています。この健康観察相談支援システムは、児童生徒が書き込んだ毎日の健康状態や悩み事などから、教員がその変化を確認できるというものです。ま

た、相談先を専門機関に設定することもできるなど、議員から御提案を頂いている心の体温計と同様の機能を有しているものもあります。今後、既に活用しているほかの自治体の状況を確認するとともに、費用対効果等を精査するなど導入について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。御答弁を頂きましたICTを活用したいじめ対策の検討を進めてまいるということでしたけども、導入時期や対象学年、また、教職員への研修計画など具体的なスケジュール体制はどのように考えておられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） お答えいたします。健康観察相談支援システムの導入時期については、先ほどお答えしましたように、他の自治体の状況や費用対効果等を精査しながら、できるだけ早い時期に導入できるよう検討してまいります。

なお、対象学年につきましては、システム導入目的の中にいじめや不登校の兆候を早期に発見することがあるため、学年では区別せず、小中学校全学年を対象とすることが適当であると考えております。教員への研修については、1人1台端末を有効に活用するため、今年度の夏休み期間中に教員全員を対象とした研修を実施いたしました。さらに、来年度新たに藍住町の小中学校へ赴任してこられた教員に対しても、4月の早い時期に研修をする予定としております。加えて新たなシステムを導入する場合も必要に応じて研修を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） いじめは数字だけでは捉えることのできない子供たち1人1人の痛みの積み重ねです。その声に寄り添い、学校、家庭、地域が一体となり支えることが何より重要です。本町においても、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ対策のさらなる充実を推し進めていただきたいと思います。申し添え、次の質問に移らせていただきます。

男性用トイレへのサンタリーボックス設置の推進について御質問いたします。公共施設のトイレは、年齢、性別、健康状態、生活環境など多様な背景を持つ方々が日常的に利用する最も身近な公共空間の1つです。そして、男性用トイレを利用される方の中には、生理用品を使用される方に加え、がんなどの治療後の影響、加齢に伴う変化、病気や障害に起因する理由など多様な事情によって排泄ケア用品等を使用される方が確かに存在します。こうした方々が人目を気にすることなく、様々なケア用品を適切に処理できる環境を整えることは単なる設備の問題ではなく、誰もが安心して公共空間を利用できるインクルーシブなまちづくりの姿勢を問う重要なテーマであると考えます。政府が掲げる第4期がん対策推進基本計画、これにおいても、がん治療後の方々が地域に安心して暮らせる社会の実現が明確に位置づけられております。公共施設の環境整備は、その具体化に欠かせない取組であると考えます。しかし、現状では、多くの男性用トイレにサンタリーボックスが設置されておらず、利用者が使用済みケア用品等の処理に困り、結果として外出を控える事態も生じております。このことは、外出支援や社会参加の促進といった観点からも看過できない問題であると考えております。そこでお伺いいたします。本町庁舎内の男性用トイレにおけるサンタリーボックスの現在の設置状況はどのようになっているのでしょうか。また、多様な利用者への思いやりや公共性の観点からその必要性をどのように認識しているのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。サンタリーボックス設置についての御質問でございました。サンタリーボックスは従来、主に女性の生理用品などを廃棄する目的で設置されていると認識いたしております。これらは、そのまま水洗トイレに流すと詰まってしまうため、廃棄のために設置しているものでございます。一方で、男性におきましても疾病や加齢により尿漏れパッドなどを使用される方がいらっしゃる実情を踏まえ、こうした方々に配慮した環境整備は必要不可欠であると認識いたしております。現在の庁舎内の設置状況といたしましては、身体に障害がある方をはじめどなたでも利用できる、いわゆる多目的トイレにサンタリーボックスを設置しているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。本町庁舎内における男性用トイレのサニタリーボックスの設置について、現在は多目的トイレに設置しているとの御答弁でしたが、現状は男性用トイレの設置はないというふうに理解しました。男性でサニタリーボックスを必要とする方の多目的トイレの利用が、これが事実だとしてもそれは本人が望んでいる選択なのではないでしょうか。他に選択肢がないためなのではないでしょうか。それは利用しているのではなく、利用せざるを得ない状況なのではないでしょうか。男性用トイレへのサニタリーボックスの設置は、社会参加を望む多くの町民の皆様にとって外出の安心を大きく高める効果がある一方、実際に必要とする人は声を上げにくいという現実があります。要望がないことを理由に設置を見送るのではなく、誰もが安心して暮らせる環境を先回りして整えるという姿勢がこれからの地域づくりには求められております。声にならないニーズに丁寧に目を向けて、町として必要な支援を積極的に形にしていくことで、全ての人が外出をためらわず自分らしい生活を送れる町へとつながっていくのではないのでしょうか。改めて、本町庁舎の男性用トイレにおいてもサニタリーボックスを設置するべきであると考えますがいかがでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。先ほど答弁申し上げましたように、現在多目的トイレにサニタリーボックスを設置しておりますが、男性用トイレには設置していないため、御利用いただくには多目的トイレを御利用いただくこととなります。御指摘のとおり、利用者の利便性等を向上させる観点からすれば、男性用トイレにも設置することで、より利用しやすい環境が整えられるかと考えます。つきましては、その必要性和許容性を総合的に勘案し、利用者の多い庁舎1階の男性用トイレにサニタリーボックスの設置を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再々問いたします。男性用トイレのサニタリーボックスの設置について、利用者の多い庁舎1階に設置を検討していただけないという前向

きな御答弁を頂きました。その上で、設置に伴う表示案内について、その男性用トイレがサニタリーボックスを利用できるトイレであることを明確にすることも重要であると考えます。また、誰のためのものか、どう使うものなのかなどを表示することで認知度向上にも効果があるのではないのでしょうか。本町が設置を行う場合、多目的トイレをはじめ男性用トイレの個室入口やトイレ入口での案内表示を標準化することも必要であると考えますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。確かに、利用者の皆様の視点に立ちますとサニタリーボックスが設置されているという表示があることで安心して御利用いただけることかと思えます。従いまして、多目的トイレをはじめ庁舎1階の男性用トイレの入口にサニタリーボックスの設置の表示について、設置と併せて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 1人1人を大切に、声にならない思いに寄り添い、誰もが安心して暮らせるまちをつくること。これが私たちの使命です。本日の議論が具体的な行動へと結実することを強く期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午前10時38分小休

午前10時44分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をはじめます。

まずはじめは、町長選を終えて町政の情報発信と住民の方との関係性の構築についてです。11月9日に行われた町長選挙におかれましては、高橋町長大変お疲れ様でした。今回の選挙を終えて住民の方から様々な御意見を頂き、また、当選後に

徳島新聞に寄せられた高橋町長の主張する施策や構想などを踏まえ、何点かお尋ねいたします。今回の藍住町長選挙は投票率40パーセントと過去最低となり、併せて実施された町議会議員補欠選挙においても低い投票率となりました。その中でも気になったのは、無効票数の数になります。町長選挙では84票、議会補欠選挙では1,777票の無効票が投じられております。これは投票所に足を運んだにもかかわらず、最終的に誰に投票すべきか決めきれなかった住民の方々による1つの意思表示として受け止めております。選挙後、住民の方やSNS上において、藍住町の有権者は政治意識が低いのではないかとといった受け止め方も聞かれましたが、一方で、これは決して無関心な住民の問題ではなく、住民が主体的に選べると感じられる選挙を十分に作れなかったことにむしろ課題があるのではないかと御指摘も寄せられました。その上で住民の方からは、今は議員や町長も含め町民との距離が離れていると感じています。それが続くと不信感が生まれます。今回の結果は、それが現れたような気がします。すぐに何かをとというわけではないですが、住民とのコミュニケーションのハードルは下げてほしいといった厳しい御指摘でありながらも、今後の町政への期待を含んだ御意見も寄せられました。本町においては、パブリックコメントなど意見を述べる制度があっても施策の目的や背景の周知が十分でなければ、一般の住民の方にとっては情報が行き届きにくい面があります。藍住町は広報紙に加え、公式LINEやYouTube等を通して行政としての情報発信は既に行われておりますが、選挙後に徳島新聞へ掲載された記事からは高橋町長が今後、住民の方への情報発信などの在り方をこれまで以上に強化していこうとする姿勢がうかがえました。今回寄せられている住民の方とのコミュニケーションのハードルは下げてほしいといった御意見を踏まえ、今後4年間、本町における情報発信や住民の方との関わり方について、高橋町長のお考えをお聞かせください。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 今後の本町の情報発信や住民の方との関わり方についての元木議員の御質問でございました。議員の御質問にもございましたとおり、本町では毎月1回発行の広報あいずみに加え、町公式ホームページのほか、藍メールや町公式LINEを活用したプッシュ型の広報を行っております。また、令和7年4月には新たにYouTube町公式チャンネルを開設し、動画広報にも取り組んでおりま

す。これまでに町のプロモーション動画や町の施策取組とそれにかかる思いを町長である私が御説明する番組などを公開しております。中でも、東中富桜つつみ公園バーベキューエリアを御紹介する番組では、公開から半年で1,300回以上再生されるなど、町長自ら先頭に立ってお伝えする広報に手応えを感じております。これからもまちの取組をお伝えするだけでなく、町民に親しみやすい企画を考えて情報発信をまいります。また、住民との関わり方でございますが、今年度私は町内7箇所の地区推進協議会の総会や高齢者施設のタウンミーティングに参加し、町民や職員の方より熱心な御意見を頂きました。私も町政の取組や方針について御説明させていただいたところでもあります。これからも機会を捉えて、町民の皆様と対話しながらまちの未来を共に作り上げていきたいと思っております。また、住民との関わりでございますが、例えば、町民の皆様の中には私や行政が気づいていないまちの魅力や強みを感じている方がおられると思っております。それを私に直接、または役場や施設に備え付けの町長への手紙を御利用いただくことで、ぜひお気軽に教えていただきたいと思っております。子供、大人などの属性、所属は問いません。私には、町の一員かつ代表として、本町のよいところを町内外にアピールする使命がございます。このように、私や行政も町民の皆様を知恵や力をお借りしながら、町を運営していきたいと考えております。また、行政と町民の心理的な距離の解消には、町政を自分ごとと考えていただき、まちが発信する情報に興味関心を持っていただくことが重要であります。これについては現在、令和10年春の供用開始を目指して整備を進めております、(仮称)藍住町世代間交流施設で行う住民活動が1つの回答となると期待しております。地域、世代を超える住民が交流し、自らが新しいまちづくりの主役となってアイデアを出し、取り組む機運が高まれば、おのずとまちへの関心が高まります。町民と行政が互いの立場で建設的な意見を出し合い協働することで、住民の皆様が藍住町に暮らしてよかった、もっと町のことが知りたいと感じられるようなまちの魅力を高めてまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(米本義博君) 元木春香君。

[元木春香君起立]

●4番議員(元木春香君) 再問します。今、御答弁いただいた町長への手紙についてですが、大切な取組であるというふうを受け止めております。一方で、現時点

では、その仕組みが十分に知らされていない状況もあるのではないかと受け止めています。今、町長がお伝えいただいた内容の制度の趣旨や利用方法について、広報紙や公式LINEなどで多く住民の方に届く形で周知していただけないか、この点についてお伺いします。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君起立〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） ただいまの元木議員の再問に答弁いたします。町長への手紙については、町政に対する意見等を広く聴取するために、専用便箋と封筒を役場庁舎や総合文化ホール等、町の施設19箇所に設置しており、町政についての御意見のほか、制度、手続き等のお問い合わせなどにも御活用いただいております。設置場所につきましては、町のホームページや令和5年11月に全戸配布いたしました藍住町暮らしの便利帳などで御案内しております。町民と行政をつなぐ大切なコミュニケーションツールでございますので、広報等によりまして制度の情報発信を行ってまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。よろしく申し上げます。次に、行事開催と投票行動の関係を踏まえた投票率の向上策についてお伺いします。今回の町長選挙に至っては、投票日当日に商工藍Loveフェスティバルが開催され、体験コーナーや小中学校のコンサートが行われたことについても御意見を頂きました。保護者の方からは、朝から準備や送迎などの対応に加え、当日は天候不良も重なり疲れてしまい、そのまま投票には行かず帰宅した人もいたのではないかといった声も寄せられております。また別の事案にはなりますが、10月に開催された藍住町防災フェスタにおいても、ほかの自治体でも同様のイベントが重なったことから、昨年度よりも250名ほど参加者が減少しており、大きな行事が重なることで住民の行動が分散し、参加状況にも影響が出ていると考えております。令和6年3月の一般質問において、投票率の向上について伺った際には、その時々候補者の状況や社会情勢など様々な要因に左右されるものの、選挙管理委員会として有権者の関心を高めることは重要な役割であり、啓発活動に努めていくとの御答弁を頂きました。一方で、ほかの自治体の選挙管理委員会の方からは、行政としての啓発活動には限界があ

り、本当に投票率を上げるためには行政だけでなく議会や首長など関係部局とも協力しながら取り組む必要があるとの御意見も伺っております。この投票日当日に開催された商工藍Loveフェスティバルの主催は藍住町商工会になります。また、11月7日から9日に開催されたあいずみ文化祭の後援は、藍住町教育委員会、藍住町などになります。今回の投票日当日や町の大きな行事開催については、事前に決まっていた日程であったと考えられますが、昨年本町から御答弁いただいたように様々な要因が考えられる中で、開催日の調整など投票率への影響を軽減することも可能ではなかったのかと感じております。今後、選挙や大型イベントが重なることによる住民の投票行動への影響をどのように捉え、行事の開催の日程の調節や関係機関との連携について教えてください。

○議長（米本義博君） 塚住民課長。

〔住民課長 塚政仁君登壇〕

◎住民課長（塚政仁君） 町長選挙の選挙期日についてお答えいたします。任期満了に伴う町長選挙につきましては、任期満了30日前以内に行うこととされております。藍住町長の任期は12月2日でありましたので、このたびの町長選挙におきまして候補となる日曜日は、11月2日、9日、16日、23日、30日となります。まず、任期満了間近の11月30日につきましては、事務引き継ぎ等の事務処理期間を考慮いたしまして候補から除外いたしました。次に、11月2日、23日ではありますが、こちらは選挙人の投票行動に影響があると言われております三連休の中日でありますので、候補から除外しております。残る候補といたしましては、9日、16日ではありますが、16日を選挙期日とした場合、告示日が11日火曜日となります。11月11日は世界平和記念日であり、当町では戦没者追悼式を執り行っていることなどを考慮し、9日を選挙期日として決定した次第であります。さて、選挙の実施につきましては、投票所、その他の施設が必要となることもありまして、大型イベント等によりこれらが占有されていないことが必要であります。従いまして、開催日の調整は非常に重要な問題であると認識しております。しかしながら、今回につきましては調整を検討いたしましたが、残念ながらほかの大型イベントとバッティングしてしまう結果となりました。さて、選挙人の投票行動につきましては、町長選挙に限らず期日前投票の割合が年々増加しており、このたびの選挙日程が投票率にどの程度影響したか推測することは困難であると考えておりま

す。

なお、当日の投票が困難な方につきましては期日前投票の呼びかけを行っておりますが、引き続き周知啓発に努めてまいります。また、選挙の管理執行につきましては、関係機関との連携が不可欠であるとも考えておりますので、日程調整等も含め、今後も連携を押し進めながら適切に選挙が行えるように進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 行事等と重なりやすい事情があることも理解しつつ、前向きな御答弁を頂きました。次に、自主防災組織の結成促進などを通じたまちづくりについてです。今回、徳島新聞に掲載された記事の中で、高橋町長が主張される4つの項目のうちの1つとして、自主防災組織の結成促進などを通じた災害に強いまちづくりが示されておりました。近年、防災と組み合わせた身近なイベントが各地で開催されており、防災意識の高まりが感じられます。10月に板野町で開催された女性消防団の研修として参加させていただいた際には、防災の基本である自助、共助、公助の順であると言われていたのですが、これまでの災害の教訓からも公助だけでは命は守れず、自助、共助の重要性が改めて強調されてきました。本町においても、防災に関する議員からの一般質問は多く、藍住町議会では栗島議員、永浜議員、前田議員の3名が防災士の資格を取得されており防災への関心の高さは伺えますが、藍住町全体での取得率は県平均である100人に1人という割合を大きく下回っている状況です。災害対応にあたっては、住民の皆様と協働して進める取組が不可欠となりますが、本町では公助にあたる職員数の割合が非常に少ない状況にあり、自助と共助を前提とした上で、その底上げをする役割として公助が位置づけられております。中でも、医療的ケアが必要な御家族を抱える世帯やハンディキャップのある方など、それぞれが異なる不安を抱える住民の方々には、こうした懸念を少しでも軽減できるようにこれまで以上に踏み込んだ支援の仕組みが求められるものと考えております。本町として、自主防災組織の結成促進をどのような構想で具体化して進めていかれるのか、高橋町長の考えを教えてください。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 元木議員から自主防災組織の結成促進についての御質問を頂いております。まず、議員より近年、防災をテーマにした多様なイベントが各地で開催され、防災意識の高まりが広がっていること。また、板野町における女性消防団の先進的な取組に関する御紹介を頂きました。私は、次世代につなぐまちづくりの1つに、災害に強いまちづくりを掲げており、その防災力を高めるには地域と行政が一体となって取り組むことが極めて重要であると考えております。御承知のとおり、災害対応においては、自助、共助、公助の3つが円滑に機能することが不可欠であります。本町では公助を担う職員数に限りがあることから、地域の防災力を高めていくためには、自主防災組織をはじめとする住民主体の共助の力を強化していくことが肝要であります。さらに、医療的ケアが必要な方や障害のある方など、それぞれ異なる不安を抱える住民の皆様への支援については、従来の枠組みにとどまらないより踏み込んだ仕組みづくりが求められるとの御指摘もまさにそのとおりであると受け止めております。これまで自主防災組織の結成、活動、資機材購入に対し補助金を交付し支援するとともに、昨年には、自主防災組織の連携強化を図るため、藍住町自主防災組織連絡協議会を発足したところであります。本町といたしましては、今後より一層、災害に強いまちづくりの実現に向け、自主防災組織の結成促進の施策の柱として次の3つの方向性で具体的な取組を推進してまいります。まず、自主防災組織の結成支援強化であります。現在行っている組織の結成等に対する補助金交付や防災士資格取得の受講料助成を継続するとともに、地域に向いての出前講座の開催、組織立ち上げ時の手続きのサポートなど、組織結成を図るための支援を強化してまいります。第2に機能する組織づくりへの支援であります。単に数を増やすのではなく、実際に災害時に動ける組織を目指します。避難所運営、要配慮者支援、防災啓発イベントの共同開催、SNSなどを活用した情報発信、また、防災士の方々のネットワークづくりなど、これらを通じてより実践的な取組を行政が積極的に後押しし、地域が主体的に活動できるよう支援してまいります。第3に福祉と防災をつなぐ支援体制の整備であります。議員御指摘のとおり、医療的ケアが必要な方や障害のある方など災害時に特に支援を必要とする住民への備えは、従来以上に充実させる必要があります。そのため、関係機関との連携強化、自主防災組織、民生委員、福祉関係者と行政の顔の見える関係づくり、地域防災と地域福祉を連動させた訓練の共同開催などを通じて、必要な支援体制の整備に

努めてまいります。自主防災組織の結成促進は、単に組織数を増やすことが目的ではなく、地域の皆様が自らの命を守る力を高めるための基盤づくりにほかなりません。行政としても公助の役割を最大限果たしつつ、自助、共助の力を高めるための仕組みを積極的に整備し、災害に強い藍住町の実現に向けて全力で取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 地域の方との共助、組織づくりを軸として進めていくとの御答弁を頂きました。次に、今回の町長選において公約の1つに挙げられた、住吉放課後児童クラブの移転計画について質問いたします。本町では、人口増加に加え、ゆめタウン開業後の交通量増加により、藍住北小学校から住吉児童館までの距離の長さや通学路となる歩道の段差、学童の待機児童、下校時の見守り体制など、これまで地域で指摘されてきた課題が依然として対応が求められる状況であると認識しています。特に低学年児童を持つ保護者の方々からは、段差の多く長い下校時における安全面についての不安が多く寄せられてきました。公約を御覧になった保護者の方からは、1日でも早く児童館が変わってほしいといった声や帰り道が危ないので、仕事の都合で学童を利用する日はファミリー・サポート制度を使って送迎をお願いしているといった声も一部で聞かれ、施設の移転を待ち望んでいる保護者の方も多くいらっしゃるのではないかと感じております。これまでも、暑さが厳しい時期での熱中症への懸念や歩道の段差、凸凹による通行時の危険性など現場ではこれまで様々な課題が指摘されてきましたが、私自身も以前から道がとにかく危ないという声は繰り返し伺っており、こうした安全面の不安は長年にわたり地域の大きな課題となってきたと感じております。こうした背景を踏まえ、議員になり初めての一般質問の際でも、住吉児童館についても触れさせていただきました。その際、小学校の空き教室の活用などについて御提案しましたが、当時本町からは、特別支援学級の増加により空き教室がないことと、また、将来児童数が減少した段階で検討可能であるとの御答弁を頂き、教員不足の中でのさらなる先生方への負担や学校現場の事情は理解しつつも、当面の具体的な見通しは示されていない状況でした。そうした中で、今回の住吉児童館の移転計画は、施設の移転にとどまらず子供たちが安心して通える環境を整えるための重要な取組であると実感しております。

す。今後の開設時期などの見通しも含め、現時点での進捗状況について教えてください。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答え申し上げます。住吉児童館で運営しております住吉放課後児童クラブは、奥野のクラブに次いで利用者が多く、12月1日時点で藍住北小学校の125人の児童が通っています。議員御指摘のとおり、交通量が多い主要町道を移動経路としており、その道路状況や長い移動距離など、児童の安全を御心配される保護者の皆様に住吉児童館移転の要望があることは承知いたしております。しかしながら、児童館機能も含めた移転となりますと、放課後児童クラブに通っていない利用者の対応や地域における児童館の役割など様々な観点で課題を整理する必要があります。ただ、優先すべきは当該クラブに通う児童の安全を確保することです。より近い安全な移動経路や放課後児童クラブの機能が果たせる適切な環境の選定とともに、児童館運営など相対的な検討を進めているところですので、現時点では具体的な開設時期等を申し上げるに至っておりませんことを御理解いただきたいと思います。できる限り早期の実現を目指し、検討を進めてまいります。一定の方向性が整理できましたら、御協議をお願いしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●4番議員（元木春香君） 再問します。まだ、進捗状況については御提示いただけないということなんですけれども、以前資料としていただいた際に、特に夏休みが終わる頃までを中心に待機児童が生じるなど、受入れが難しい状況が続いていると認識しています。現在、国のガイドラインにおいては、放課後児童クラブは小学校1年生から6年生までの児童を対象とした制度とされておりますが、就労により利用を希望する保護者全てが利用できる状況ではありません。移転によって待機児童対策はどのような改善につながるのか、また、移転後の現在ある住吉児童クラブの施設について今後どのような活用を検討されているのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 再問にお答えいたします。12月1日時点で待機者につきましては空きがある状況でございます。今後、必要に応じて適切な対応は進めてまいりたいと考えております。また、住吉放課後児童クラブ移転後の住吉児童館の運営につきましては、自由来館としての機能が残ることとなりますので、住吉児童館と移設後の児童クラブとの連携、児童館職員の確保など検討すべき課題を整理しまして、当該児童クラブの移転計画と並行して検討する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 児童館の周辺地域は子育て世代も多い地域であることから、自由来館、児童館としての活用は子供たちの居場所の1つになると思います。また、現在、住吉放課後児童クラブには合計3つの施設があると認識しておりますので、自由来館以外の活用についても、地域の方の御意見を踏まえながら今後検討していただければと思っております。次に、危険箇所和重点を置いた配置型見守り体制についてお伺いします。住吉児童クラブの移転までの期間を含め、今年6月の一般質問において、小川議員から登下校の見守り体制について質問があり、本町では現在、藍住町児童下校時見守り巡視員を9名委嘱しているものの、高齢化により活動を控える申し出があり人数が減少しているとの答弁がありました。特に、北小学校から住吉放課後児童クラブにかけての通学路による危険箇所が多く、学校から配布されている立哨当番の協力依頼においても、下校の時間帯は多くの保護者が就労しているため、実際に参加できる保護者は限られているのが現状です。また、低学年の児童においては集団で下校することも多く、学校から放課後児童クラブまでの道中において、友達同士のトラブルがエスカレートし、新たな危険につながる事例も見受けられました。広域的な巡回も一定の役割を果たしているものの、この時間帯には警察官によるパトカーでの見守りも同時に行われています。危険箇所として指定されている地点においては、大人を配置した見守り体制を併せることで、実情に合った対応になると考えております。事例としては、徳島市内の多くの小学校では学童施設が校内に併設されていますが、学校敷地外にある学童施設については、低学年の児童を対象に学童職員の方が学校まで迎えに行くように呼びかけが行われているほか、その対応が難しい場合はシルバー人材センターの活用を促して

いると聞いております。こうした取組を踏まえ、危険箇所重点を置いた配置型の見守りやお迎えや送迎支援の導入について、本町の考えを教えてください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 危険箇所重点を置いた配置型見守り体制についてお答えいたします。議員御指摘の藍住北小学校から住吉児童館に至るまでの通学路につきましては、以前から御指摘いただいている危険箇所を可能なものから対応に努めているところです。今回、御提案いただきました配置型見守り体制ですが、いくつかの課題がございます。議員がおっしゃるように、保護者の皆様の御協力には限界がございます。また、学童施設職員が下校時の見守り体制と児童館業務を同時に行うことは、運営上及び安全確保の観点から難しいと考えています。シルバー人材センターの活用についてもほかの通学路にも危険箇所があることから、必要な人材をそれらに確保することは困難であると考えています。しかしながら、子供たちが安全に通える環境を整えることは最も重要です。そこで、応急的な対応とはなりませんけれども、年明けの1月から下校時見守り巡視員が一定の時間、特に低学年の下校時間に合わせて危険箇所で見守りを行うことを検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 開始時期としては、年明け来年1月から現在巡回されている支援員の方を一定時間配置されるということで、ありがたく受け止めております。それでは次に、住吉放課後児童クラブまでの通学路の歩道環境の改善についてです。児童が通行する歩道の状況について伺います。北小学校から住吉児童館にかけての通学路については、歩道の段差が激しく平坦とは言いがたい箇所が多く見られ、これまで児童がつまずいてけがをするような事例が続いております。この歩道状況については、児童に限らず日常的にこの道を利用されている地域の方々からも段差でつまずきやすいとこれまで多くの声が寄せられてきました。また、この区間は歩道沿いに多くの民家が連なり敷地との境に段差が生じていることから、改善には住民の方々の御理解を得る必要があります、すぐに整備が進められない事情があることも承知しております。一部の歩道では改善が行われた箇所も見られますが、依

然として段差や凸凹が残る区間も多く、児童がけがをする状況は現在もなお続いている状況です。こうした状況も踏まえ、けがの発生状況について伺います。児童が歩道の段差につまずくなどをしてけがをした件数、発生時期、学年別の傾向やけがの状況などについて、本町として現在把握されている内容を教えてください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの児童の登下校中のけがの状況についてお答えいたします。本年度11月末までで38人、学年別では1年生が最も多く19人。次に2年生が9人。また、月別で見ますと5月が最も多く12人。次に、4月が8人となっています。うち1年生の4月が最も多く、6人がけがをしています。全体的なけがの状況については、ほとんどが転倒時の擦り傷、打撲で、まれに電柱や看板にぶつかる打撲がありましたけれども、路面の補修等を進めた結果、骨折等の重症事案はございませんでした。これらのことから、小学校に上がって間もない頃に、慣れない道を通って転んでけがをするという状況が見受けられます。町内の各小学校においては、4月の下校時に新1年生を対象に教員が付き添って安全に通行指導にあたっております。1年生に限らず低学年にけがが多いために、丁寧な下校指導を今後も継続してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 今年においては、特に1年生を中心に11月末時点で38名の児童がけがをしている状況について理解しました。一方で、これらの数値は、登下校時のけがを整理した結果となると思いますが、下校時のけがについては児童からの申し出や先生方が気づかれた時点での把握となるため、実際の件数はこれを上回る可能性があるというふうに私は認識しております。ただ、そのような中で、先生方が多忙の中、こうした状況を記録していただくことについて大変感謝しています。次に、危険箇所の特定制及び現地確認の実施状況について伺います。年に一度、学校では通学路安全対策推進会議を通じて、危険箇所について保護者や児童の視点からも課題が寄せられていると思いますが、これらの事例を踏まえ、けがが発生したどの箇所が具体的に危険箇所として把握をし、その上で現地調査を行っている場合はどのような方法で確認をされたのか教えてください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 危険箇所の特定及び現地確認の実施状況についてお答えいたします。通学路の危険箇所の対策については、毎年、通学路安全対策推進会議において検討されています。危険箇所については、まず、会議前に各学校から報告を受けた段階で教育委員会の担当者が現地を確認しております。その後、会議で委員の方々にも現地を確認していただき、それを踏まえて対策内容等を協議していただいております。先ほど御指摘の北小学校から住吉児童館までの通学路では、以前から香川内科の南の交差点、香川内科の北側の水路、北のT字路、また佐野畳店前交差点、ボン・ファミリーユ前、渡辺電機前が危険箇所として協議された経緯がございます。この6箇所についても、他の箇所と同様に地図や写真をもとに現地確認を行い、改善が可能な場所についてはガードパイプやポストコーンの設置、道路上の表示など対策を講じているところであります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 今御答弁いただいた上で、今後の改善方法について伺います。これまで一部の歩道では、今おっしゃっていただいたように、歩道の改善が行われた箇所もありますが、児童の転倒につながる状況は続いているふうに認識しています。こうした課題は、行政だけで解決できるものではなくて、整備を進めるには住民の皆様の御理解と御協力が不可欠であり、すぐに改善が進まない事情があることも承知しております。そのような中で、今後どのように改善、整備を進めていくのか、現時点での考えを教えてください。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、江ノ口新居須線の歩道状況について答弁させていただきます。平成29年第2回定例会にて江ノ口新居須線の歩道改修について御質問を頂いており、整備当時からすると現在では規格が古い基準であること、車道より一段高い構造の歩道になっていることを当時の担当課長が答弁しているところでございます。その後、排水路に蓋掛けをすること等により、歩道幅員約2メートル程度が確保でき、車道と歩道の高さを同じくしても支障のない箇所から

歩道改修について取り組んでいるところでございます。部分的には、歩道の段差は解消されましたが、現在のところ全線の解消には至っておりません。歩道と車道の段差は、主に歩行者の安全確保、車両の歩道乗り入れ防止、道路雨水の民地への進入阻止などが目的とされております。近年は、バリアフリー化の観点から高さが低くなり、段差のないフラット形式やマウンドアップ形式から歩道全体を5センチ高くし、傾斜を緩やかにしたセミフラット形式への移行が進んでいるところでございます。今後も排水路に蓋掛けをすることで、歩道のフラット形式へ変更は可能と考えておりますが、歩道に面した民地への進入路が高くなっている箇所については、住民の皆様の御理解と御協力が必要となりますので、現在のところ全線フラット形式は困難と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。可能な箇所から蓋掛けなどの対応はしていただいていると認識しました。一方で、まだ依然として懸念がある箇所もあることから、お忙しい中ではあると思いますが、引き続き継続的な改善に取り組んでいただきたいと思っております。最後に、赤ちゃんとご家族のための説明書についてお伺いします。前回、産後ケア事業について質問した際に、本町が実施する妊娠期から子育て期にわたる支援体制を御説明いただく中で、赤ちゃんとご家族のための説明書を資料としてお示しいただきました。この冊子は、妊娠期から産後までの各種制度について、保健師、助産師の方々が御本人や御家族と面談を行いながら、1人1人に沿ったセルフプランを立てる際に活用されていると伺っております。内容としては、妊娠期間や乳幼児期に限らず、町内の保育園や病児保育、児童館など様々な立場に寄り添った子育て支援事業が丁寧にまとめられており、当時の福祉課長をはじめ職員の方々が協力して作成されたものだとお聞きしております。現在、この冊子は藍住町総合文化ホール内のこども家庭センターにおいて妊娠期の段階から配布されているようですが、内容は妊娠期の方に限らず子育て中の保護者にとってもとても参考になるものとなっております。今後、こども家庭センターの配布に加え、庁舎内の福祉課窓口への設置や町ホームページ上で閲覧できるように御検討いただけないか、お伺いします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 赤ちゃんのご家族のための説明書の配布に関しましてお答えを申し上げます。現在、赤ちゃんのご家族のための説明書の配布は議員お話しのとおり、こども家庭センターの母子保健窓口で手渡しにて行っております。その理由といたしましては、文面だけでは伝わりにくい制度内容等について、より深く理解をしていただけるよう補足説明を行う場合があること。また、手渡しすることで、母子保健担当と対象者とのつながりを築くきっかけにも資すると考えていることによります。このことから、引き続き現行の配布方法を基本として進めてまいりたいと考えておりますが、制度等の幅広い周知や利便性の向上が図られるよう、町ホームページへの掲載について検討することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●4番議員（元木春香君） ありがとうございます。再問します。ホームページでは閲覧の検討を頂けるということですが、目安となる時期について、閲覧できる目安となる時期について、お決まりでしたら教えてください。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） 再問についてお答えをいたします。ホームページの掲載時期についての体制でございますが、今その内容をホームページの掲載の文面等も検討しているところでございますので、年明け以降なるべく早期に掲載できるように進めたいと考えておりますので御理解いただければと思います。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） この冊子は、子育ての場面で役立つ内容だと思うので、ほかの子育て施策なども整理しながらより充実した形になっていければと思っております。以上で終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午前 11 時 34 分小休

午前 11 時 39 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の御指名がありましたので一般質問をいたします。理事者の方は明確な答弁をお願いいたします。

最初に、高齢者の交通手段について伺います。町長は高齢化が進めばコミュニティバスの導入を検討しなければならない。現状では事業実施に見合うだけの需要が見込めないとのことでしたが、バス導入への署名や11月9日の町長選の争点でもありました。高齢者の多くの方は望んでいますが、今後検討する考えはないか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） 小川議員の御質問に答弁いたします。コミュニティバスについては、住宅地が散開し利便性の高い自家用車に依存する本町におきまして、ルート設定やどの程度の利用があるか不透明な中、車両や運転手確保等のイニシャルコスト、それらの維持のためのランニングコストに対する費用対効果が不明瞭であります。また、現在負担している一般路線バスシステムの維持に係る補助との競合もあり、一度運行を始めると容易に廃止できないため地域公共交通の在り方も含め、今後につきましては慎重に検討する必要があると考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。高齢者の交通手段について答弁いただきました。あまり前向きな答弁ではありませんでしたが、佐賀県の江北町では、高齢者対策として町営タクシーの運行を来年4月より始めるとのことです。高齢者が乗り降りしやすいようにスライドドア付きの軽乗用車の2台をリースし、運転は複数の個人に業務委託するとのこと、運行範囲は町内に限り、平日は午前9時から午後4時まで。土曜日は午前9時から正午まで。祝日、土曜、日曜日は運休。利用料金は1回100円とのこと、この江北町の町長が高齢者の方の。

○議長（米本義博君） 小川議員。

●10番議員（小川幸英君） 相談を受けて。

○議長（米本義博君） その質問は、この通告にあるコミュニティバスとは関係ありませんよね。全く違う質問ですので、質問を控えてください。

●10番議員（小川幸英君） はい。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） やる気があればするということで。また今後、町も検討していただきたいと思います。次に、現在行っているタクシー券事業の補助額引き上げなどで移動手段を強化したいとのことですが、具体的にどうするのか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） 小川議員の御質問に答弁いたします。現在本町では、高齢者の移動支援を目的にノリ乗りタクシー券事業として、75歳以上の方、または65歳以上の方で運転免許をお持ちでない方を対象に1冊当たり5,000円で1万円分のタクシー券を3冊まで購入可能としております。具体的な高齢者移動支援の強化については現在検討中となりますが、1冊当たりの購入金額の引き下げや購入冊数の上限の引き上げ等を検討しております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。タクシー券事業の補助金の引き上げとかは検討中ということでありましたが、令和6年度の購入者数が381人、対象者が5,096人となっております。1割にもならないような事業ですが、これをどのように検討しているのか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君起立〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） ただいまの再問でございますが、この事業につきましては、75歳以上の方をメインの利用者と想定しておりますが、この世代で

ございまして御自身で自家用車を運転ないし御家族の自家用車で移動できる方が多くいらっしゃいます。この事業につきましては、福祉的な観点から高齢者の移動支援、日常生活に資することを目的といたしておりますので、御利用いただかなければならない真に必要な方に届けばよろしいと考えております。今後もこの方針を維持しながら、制度のほうの検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） タクシー券を使える業者が1社では使う方が不便という声を聞きます。板野町では3社のタクシー業者を使っているとのことですが、増やしていく考えはあるかどうか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） 小川議員の御質問に答弁いたします。藍住町ノリ乗りタクシー券を利用することができる事業者は、町内に3社ございます。その内訳は、どなたでも利用可能な一般のタクシー会社が1社、身体障害者手帳をお持ちの方や要介護認定を受けている方等が利用可能である介護タクシーが2社となっております。本事業は高齢者の移動に係る負担を軽減し、日常生活の利便性を高めることを目的とし、特に自家用車の利用ができない方に御利用いただいております。町としても利用できるタクシー事業者が増えたと選択の幅が広がり利用者の利便性が向上すると認識はしておりますが、一般のタクシー事業を町内で営む法人は1社のみとなっております。事業者を増やしてはという御質問でございましたが、タクシー事業者は国、運輸局の認可に基づき営業区域が定められております。乗車地または降車地が営業区域内であればタクシーの運行ができますが、区域外から区域外への運行や区域外での客待ちや流しの営業はできない等の規制がされております。例えば、藍住町の営業区域は鳴門交通圏であります。病院、施設等への行き来のためタクシー券の利用が多い徳島市の場合、徳島交通圏と異なっております。営業区域の異なる事業者を利用可能なタクシー事業所に加えた場合、乗降地により本町のタクシー券が利用可能なタクシーであるか、利用者である高齢者御自身に都度、電話連絡等により事業者に御確認いただくという運用となり、利用者の負

担となりますし、錯誤によるトラブルが予想されるところです。同じ鳴門交通圏でありましても、町内に事業所を有さない事業者が本町のタクシー券事業制度にのっとして町内事業者と同様に本町と連携をとり、事業評価の基礎資料となる調査への協力や町外事業所から町内へ移動の負担を行っていただけるか。また、遠隔地への配車となるため運賃に加え配車料金の負担が利用者に発生する等の懸念がございます。また、町内事業者を利用していただくことで地元企業を守り、地域を支えることにもつながることから、協力事業者となれる要件として、本事業では町内に事業所があることとしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 先ほど説明を受けましたが、タクシーの運転手の方の高齢化が進んでおり、なかなか維持が難しいというような状況でありますので、今後いろいろな町外業者を入れるとか、検討もしていただきたいと思います。次に、物価高騰対策について伺います。米や食料品、日用品が値上がりし家計を圧迫しております。国は今、国会で物価高に対して生活支援として、自由に使える重点支援地方交付金1世帯1万円プラス特別加算で1人当たり3,000円を出すとのことが報道されていましたが、11月に選挙のあった鳴門市では当選した市長は市民の命と暮らしを守るとのことで物価高騰パッケージを実施する予定とのこと。指定ごみ袋の負担軽減、水道料金の減額のほか家計に直接届く応援をするとのこと。本町は、今年度末に向けて物価高騰対策として町民に対しどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） 小川議員の御質問に答弁いたします。11月21日に閣議決定されました経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金を拡充する旨、本町にも通知がありました。先日、12月16日に本町が国から交付される金額が示され、その金額は総額3億5,728万4,000円、うち食料品の物価高騰に対する特別加算分が1億2,655万8,000円となっております。現在、実施する事業内容等について検討を進めているところであり、年度内に事業が開始できるように努めてまいりたいと

考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 早急に取り組むとのことですが、物価が年末にかけて上がっております。どうか今年度までに取り組んでいただきたいと思います。続きまして、認知症対策について伺います。過去5年間の認知症の人数と認知症予防対策はどのようにしているか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。町で把握できている過去5年間の認知症の方の人数といたしまして、要支援、要介護認定の結果に基づきお答えさせていただきます。本町の第1号被保険者であって要支援、要介護認定を受けている方のうち、主治医意見書、認定調査票いずれにおいても認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ以上であった方は、令和3年度末が748人、令和4年度末が756人、令和5年度末が748人、令和6年度末が769人、令和7年度は10月末時点で751人でした。

なお、認知症高齢者の日常生活自立度には、自立のほかランクⅠからランクMまでの段階がありランクⅡの判定基準につきましては、たびたび道に迷う、服薬管理ができない、1人で留守番ができないなど日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できると判断される方でございます。また、最も症状が重いランクMの判定基準は、せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状に起因する問題行動が継続する状態など、著しい精神症状や問題行動、あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とすると判断される方でございます。次に、認知症予防対策につきましては、本町では介護予防事業として体力維持向上、栄養管理、閉じこもり防止等を目的に複数の介護予防事業を展開しており、認知症予防を目的としたものとしては、体操やゲームを取り入れて脳の活性化を図る脳力アップ教室やタブレットを活用し指先でなぞったり軽く触れたりするなどの簡単な操作で脳の活性化を促す脳若トレーニング教室を開催しております。これらの介護予防教室のほか、いきいき100歳体操、いきいきサロンなどフレイル予防や社会参加につながる取組につきましても認知症

予防につながるものと考えております。また、板野郡医師会及び本町を含む板野郡5町が連携して進めております在宅医療介護連携推進事業におきましては、本年2月には若年性認知症と診断された方の実話を基にした映画の上映会や講演会を。9月の認知症月間にも講演会を実施するなど認知症に関する知識や理解を深めていただくための取組も行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君）　ここで昼食のために小休します。

午前11時58分小休

午後1時再開

○議長（米本義博君）　小休前に引き続き、一般質問を再開します。

質問者は質問を続けてください。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君）　認知症対策について、続けて質問を行います。軽度認知障害の気づきで認知症への悪化が防げる、薬が効きやすいなどがある。認知症初期集中支援チームがあるが取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君）　上崎健康推進課長。

〔健康推進課長　上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。本町の認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる方やその御家族に対し、早期の段階から専門職が集中的に支援を行う仕組みであり、認知症総合支援事業として平成29年に設置したものでございます。現在のチームは、認知症サポート医を委託医療機関に設置し、社会福祉士及び介護支援専門員は地域包括支援センターの職員を充て計3名の体制となっております。認知症に関する相談が寄せられた場合は、まず地域包括支援センターが本人や家族から状況を聞き取り、生活状況や健康状態などの初期のアセスメントを行います。その上で医療受診の必要性、介護サービスの利用状況、支援拒否の有無などを確認し、チームによる訪問支援が適切と判断した場合には、本人または家族の承諾を得てチームへ支援を依頼する流れとなっております。これまでの事案につきましても、同様の流れでチームが支援にあたっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君）　小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。軽度認知障害について伺いました。近年、認知症への悪化が防げる薬がたくさん出てきております。初期集中チームでの支援実績を資料でいただきましたが、令和7年まで実績は2件ということでありましたが、これは少ないのではないかと伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。初期集中支援チームの実績が2件と少ない点につきましては、地域包括支援センターにおける初期段階の対応が大きく影響しております。地域包括支援センターでは、相談を受けた段階で家族からの聞き取りやアセスメントを丁寧に行い、必要な支援につなげる体制を整えております。その結果、包括支援センターの支援のみで状況が改善し、初期集中支援チームによる専門的、集中的な介入まで至らないケースは存在しております。こうしたことから、初期集中支援チームの対応件数として実績が少なく見えるものの、地域包括支援センターによる早期対応が機能していることの裏返しであるとも考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） この初期支援チームの。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

●10番議員（小川幸英君） 再々問します。この初期支援チームのことについては、病院に任せっきりになっていないか。また、専門医につなげたのか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） 再々問にお答えいたします。先ほども申し上げましたように、本町の地域包括支援センターでは認知症が疑われる方やその御家族から相談が寄せられた際に、御本人の生活状況や心身の状態、家族の支援状況などを丁寧に聞き取り、必要な支援につなげるためのきめ細やかな対応を行っております。また、相談内容に応じて介護サービスの調整や家族支援、生活環境の整備など総合的な支援を実施しており、決して医師に任せきりにしているものではござい

せん。地域包括支援センターは、相談の入口としての役割を果たすだけでなく、関係機関との調整、継続的な見守り、家族支援など総合的な支援を中心とした主体的に対応しております。その結果、初期集中支援チームによる専門的な介入が必要となる前に、地域包括支援センターの支援によって課題が解決されるケースも多く見られます。今後も地域包括支援センターとして、認知症初期集中支援チームが連携し、相談者や御家族が安心して支援を受けられる体制の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 過去3年間の認知症サポーター養成講座の受講人数とそのうち小中学生の人数は何人いるか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。町内でのサポーター養成講座の受講人数は、令和5年度が19人、令和6年度が24人、令和7年度11月現在では0人であり、そのうち小中学生は各年度とも0人でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ただいまの理事者の説明では小中学生がゼロというようなことになっていますが、小中学校において、認知症サポーターを増やす取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。小中学生の認知症サポーターの養成につきましては、地域包括支援センターが主体となり、小中学校に開催協力を呼びかけ、学校等教育現場で地域のキャラバンメイトに協力を頂きながら養成講座を開催しておりました。が、コロナ禍以降実施には至っておりません。また、学校現場での持続的な認知症サポーター養成講座の実施は、講師となるキャラバンメイトの人材確保においても現時点では難しい状況であ

ると考えております。そのため当面においては、認知症に関するリーフレットの配布や認知症に関するイベントの案内を掲示するなど子供たちが日常的に触れられる形での普及啓発に重点を置いてまいりたいと考えております。

なお、現在本町において関係機関と連携して実施している普及啓発には、9月の認知症月間に併せて県が主催する普及啓発イベントへの協力や公共施設でのパネル展示と認知症ケアパス等の配布、図書館での認知症に関する図書の展示、貸出しなどがございます。このように、学校以外の場も活用しながら、今後も子供たちが認知症についての理解を深める機会となるよう内容の見直しを図りながら実施してまいりたいと考えております。こうした取組を通じて子供たちが将来、認知症の人への接し方を自然に理解し、思いやりを持って関わることができる大人へと成長し、認知症サポーターへとつながることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。小中学生の取組について伺いましたが、具体的な答弁はありませんでした。平成30年6月議会において、平成28年度から毎年小学校において認知症サポーター養成講座を開催しており、具体的には、北小学校4年生、南小学校5年生、東小学校5年生を実施している。今年度も引き続き開催していくとのことと言われておりましたが、コロナ禍からできていないということですが、以前していたことは今後はできないんですか、伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。議員さんのおっしゃるとおり、コロナ禍以前、小中学校の認知症サポーターの養成については開催をしておりましたが、コロナ禍以降につきましては講師となるキャラバンメイトの人材確保の面などから実施が難しい状況となっております。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問します。小中学生は徒歩や自転車で地域を回っているので、認知症で困られた方に目がいきやすいと思います。ぜひ育成が必要

だと思いますが、早期に対応していただきたいと思うがどうでしょうか。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） 再々質問にお答えをいたします。小中学生を対象とした養成講座の開催やサポーター登録につきましては、現時点で中止することを決めているものではございません。先ほども申し上げましたように、講師となるキャラバンメイトの人材確保等の問題から学校現場での持続的な養成講座の実施は現時点では難しい状況にあります。このため今後は、学校現場の状況に加え授業や行事との兼ね合いなど子供たちの学校生活に無理が生じないよう配慮しながら、まずは子供たちへの効果的な普及啓発の方法の在り方を検討してまいります。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） それでは続きまして、認知症の方と地域の方が安心して過ごせる場所づくり、認知症カフェの取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。認知症の方や御家族、地域の方が気軽に集い、相談や交流が行える場の1つである認知症カフェにつきましては、人員の確保が難しく直営での実施には至っていない状況でございます。現在、町内には社会福祉法人等による認知症カフェが3箇所ございますが、他の町内事業所等にも開設の協力を呼びかけてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ぜひとも、1つでも多くのカフェができるようお願いしておきます。認知症高齢者が徘徊中、近年は一人歩きの高齢者といわれております、の偶発事故で第三者に損害を負わせたときに町が契約者となり、認知症高齢者を被保険者とする個人賠償保険に加入することが義務化されていると聞きましたが、どうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。自治体が契約者となり、認知症高齢者の個人賠償保険の加入制度につきましては、一部の自治体が独自に行っているものであり、国の法律で義務づけされているものではないです。本町におきましては、現時点で導入の予定はないですが、加入義務化の法律制定など今後の国の動向を注視してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後の質問に移らせていただきます。資源ごみについて。ペットボトルの引き取り先が、令和6年度まで日本容器包装リサイクル協会、令和7年度から四国合同通運株式会社になっておりますが、この変わった理由は何か伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） ペットボトルの引き取り先が令和7年度から変更となった理由についてお答えいたします。本町ではこれまで日本容器包装リサイクル協会を通じてペットボトルのリサイクルを行ってまいりましたが、この方法では回収したペットボトルが必ずしもペットボトルに生まれ変わるわけではありませんでした。そこで本町は、資源のより有効な活用と持続可能な循環型社会の実現を目指し、令和7年度からボトル to ボトルによる水平リサイクルへ移行することといたしました。この取組については、町の広報紙などでもお知らせいたしておりますが、本年2月26日付けで藍住町、大塚製薬株式会社、豊田通商株式会社、四国合同通運株式会社の4社でペットボトルの資源循環水平リサイクルに関する協定を締結したところでございます。この仕組みは、本町で集めた使用済みペットボトルを四国合同通運株式会社が豊田通商株式会社の関連工場へ運搬し、そこで再生原料に加工いたします。大塚製薬株式会社はその再生原料を使用して、新たな製品容器を製造する引き取り手の役割を担います。このように本町のペットボトルの引き取り先が四国合同通運株式会社に変更となったのは、この新たな水平リサイクルの仕組

みに本町が参画したことに伴うものであり、単なる運送会社の変更ではなく、ボトル to ボトルの実現に向けたリサイクルの中で引き渡し先となったものでございます。

なお、この取組は徳島県のほか、県内の20の自治体で運用されております。今回の変更は本町が関係企業と連携し、資源循環に向けた大きな前進であると考えており、町民の皆様の御理解を頂きながらより持続可能な社会の実現を目指してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ペットボトルの今年度の売り買い金額はいくらか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 本年度のペットボトルの売買金額についてお答えいたします。売買金額につきましては、四国合同通運株式会社との契約において、日本容器包装リサイクル協会で落札された四国内自治体の直近年度の1キログラム当たりの平均落札単価を基準といたしております。現在年度途中であり、年間の回収量が確定していないため、売買金額をお示しすることができませんので御理解ください。年度末に回収量の集計が完了した後、契約に基づき精算される金額で売買する予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 廃プラスチックの処理はどうしているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 廃プラスチックごみは、町指定ごみ袋で出されたものを町が収集いたしております。収集した廃プラスチック類は、西クリーンステーションに一時的に集められ、そこで焼却はせずに徳島市にあります委託契約先の中間処理施設へ全て搬出いたしております。その中間処理施設で搬入されたごみは、手作業や機械によって素材ごとに分別され、そのうち廃プラスチックは固形燃

料として工場のボイラーなどで化石燃料の代わりに再利用されております。一方、固形燃料に向かない廃プラスチック類、塩素濃度の高いポリ塩化ビニル等につきましては焼却処理をいたしまして、その際に生じる熱を施設内でのエネルギーとしてサーマルリサイクルに活用いたしております。焼却後に残る燃え殻は、三好市にあります委託先の最終処分場で埋め立て処分をしております。このように、本町における廃プラスチックの処理については、固形燃料としての再利用や焼却時の熱の活用により、資源の有効利用と環境負荷の低減に努めております。以上、廃プラスチック処理についての答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午後1時25分小休

午後1時30分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、3番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） それでは議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。

まず最初は、物価高対策についてお尋ねします。今年の第2回定例会において、町長から、町内に所在する高齢者等入所施設を運営する事業者に対し、令和7年4月1日現在の定員又は入所者数に5,000円を乗じた額を交付する支援金事業の申請を受付け、施設に入所する高齢者の生活環境と施設事業所の経営を支援してまいりますとありました。多くの町内事業者の皆さんが物価高で苦しんでいるのに、なぜ高齢者等入所施設を運営する事業者だけを支援し、他の業種業態の事業者には支援しないのでしょうか。このようなお金があるなら、同じ町内で物価高に苦しんでいる町内の全ての事業者へせめてもの経営の助けとして、水道料金の基本料金を1か月から2か月間無料にするなど、広く町内を支援することは大切だと考えなかったのでしょうか。町長へお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） ただいまの新居議員の御質問に答弁いたします。御質問の藍住町高齢者等入所施設物価高騰対策事業を含む物価高対策に係る事業メニューにつきましては、令和7年3月5日に議会全員協議会で御説明し、議会の了解を得て実施したものと認識しております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用して実施する町独自の事業の1つが藍住町高齢者等入所施設物価高騰対策支援事業であり、町内に所在する高齢者等入所施設を運営する事業者に対し支援を行う内容となっております。推奨事業メニュー枠の活用については、この事業だけでなく町内の全世帯を対象とする物価高騰対策プレミアム商品券事業や幼稚園、小学校、中学校の給食費を値上げすることなく据え置くことで保護者への負担を軽減するための財源として充てております。御質問の水道料金の基本料金を補助する場合がございますが、水道基本料金の対象となる本町の給水件数はおよそ1万2,300件、直近の11月の水道基本料金の総額は約640万円でございます。これに対しまして、このたびのプレミアム商品券事業の対象となる令和7年8月1日基準日現在の世帯数は1万5,662世帯、対象者が受ける5,000円のプレミアム額の総額は6,000万円以上と試算されます。このようにプレミアム商品券事業は、水道基本料金の補助に比べ対象者の範囲が広く効果の額も大きくなっております。しかも、商品券が利用可能な範囲を登録いただいた町内の店舗に限ることで、交付金の効果を町民から町内事業者に限定して波及させることができますので、本町経済の浮揚により高い効果が得られると考えております。国からの交付金には交付限度額があり、限られた財源の中で町民、事業者にも効果的な事業の実施にこれからも努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問いたします。私が伺ったのは1つの業者の事業者だけに支援するのではなくて、なんで広くほかの業者の方にも支援しなかったんですかと質問したんですけども、答えにはなっていないかと思っておりますけど、よろしくお願ひいたします。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君起立〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） 令和7年3月に議会全員協議会で御説明させていただいた事業につきまして、選定の経緯を御説明させていただければと思います。令和6年11月の閣議決定に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、令和6年度に示された交付限度額が8,912万2,000円でありました。これに対し、これまでも本町で複数回実績があり、町民の制度の認知が高く、かつ、本町の全世帯を対象とし町内店舗事業者への効果も期待できる物価高騰プレミアム商品券事業の実施のために、交付金のうち7,055万5,000円を財源として使用することといたしました。次に、幼稚園、小中学校の学校給食費については、給食材料費の値上げのため予算不足となる額を学校給食負担金で賄う場合は、本来保護者負担金の増額改定を行わなければなりません。本町では保護者負担を据え置き、一般財源で補填を行っております。日本経済の動向や止まらぬ食料品の物価高騰から令和7年度も令和6年度並み、もしくはこれを超える補填が必要であろうと予想され、町としましても保護者負担額を現状維持しつつ、児童、子供さんには、これまでどおり一定のクオリティの給食を提供したいという思いがあり、物価高騰に伴う子育て支援対策のために、プレミアム商品券事業終了後の交付金残額を充当する計画といたしました。これによりまして、このたびの定例会では、議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」におきまして、一般会計歳出で10款教育費の調理加工費に4,800万円の増額補正を計上し、これに対し歳入では14款国庫支出金に当該交付金、推奨事業メニュー枠の残額の全てである2,859万2,000円の財源充当を行う補正を計上しております。また、高齢者等入所施設物価高騰対策支援事業につきましては、令和6年度に高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人の団体から町に対して国が定める公定価格や利用者負担額が法的に縛られるため、物価高騰による経費の上昇分を利用者に転嫁できず、施設事業者が負担せざるをえないため、非常に経営を圧迫しているという陳情がございました。そこで、町内事業所の一部にヒアリングしたところ、どの事業所も赤字が重なり経営が苦しくなっているということでありました。入所施設の経営が不安定となりますと、利用者である高齢者や障害者の生活の安定が脅かされ、利用者に直接に不利益が及ぶものですので、特に優先度が高いものと判断し、推奨事

業メニュー枠で行う事業に加えたものであります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再々問します。では、事業者から陳情があったと。では、ほかの事業者からも陳情があればこういう支援をされるわけでしょうか。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） その陳情の内容のですね、妥当性によります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。陳情が来るかも分かりませんのでその時はよろしく願いいたします。では次、先日、介護報酬を不正受給したりニエLの関連施設リニエハイム藍住にも支給されたのでしょうか。支給したのであれば、いくら支給したのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） ただいまの御質問に答弁いたします。御指摘いただいた株式会社リニエLの関連施設リニエハイム藍住につきましては、藍住町高齢者等入所施設物価高騰対策支援事業の対象施設であり、支援金を支給しており、支給額は1万5,000円です。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。介護報酬を不正請求し、不正受給をした事業者の関連施設にも公費を支給して経営を支援するというのは、いかがなものかと私は思いますけど、見解をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君起立〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） ただいまの再問にお答えいたします。このたびの介護報酬の不正受給があった施設は、訪問看護ステーション藍住及びリニエデイ

サービス藍住であり、本支援金の対象施設であるサービス付き高齢者住宅のリニエハイム藍住とは異なったこと。また、本支援金の趣旨として、令和6年度中における物価高騰の影響を鑑み支給するものであったことから支給に至っております。さらに、本事業の実施要綱では、その目的に入所施設の運営経費の増大による影響を緩和するほか、高齢者等入所者の居住と生活環境の安定に寄与するために支援金を交付することとされております。対象施設に入所されている方には、何ら瑕疵がなく、支援金を交付しない不利益を期すべき理由がないため、交付は適当であったと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。次に、介護報酬の不正受給についてお尋ねします。徳島新聞によると町内の2つの事業所で介護報酬が約80万円不正受給があったと報道されていまして。本町はいくら過払いしたのでしょうか。また、もう返還請求をしたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。報道のありました介護報酬の不正受給に対する返還金につきましては、現在本町分の返還金額を精査中であり、本日時点では返還請求を行っておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。いつ頃ぐらいには、それは分かるのでしょうか。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。今回の不正請求に関しましては、不正請求分のみだけでなく請求の誤り、過誤調整分が含まれており、請求の誤りを正した後に不正請求金額を算出するようにしております。このことから、返還請求の時期につきましては、年明けの1月中を予定しております。

す。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。しっかり精査して、必ず請求していただきますようによろしく願いいたします。次に、本町では過去6年間で、今回を含め3回もの介護報酬不正受給事件が発生しており、町民の皆さんの大切な介護保険料が搾取されようとしておりました。介護報酬の不正請求は、利用者の信頼を裏切る行為です。同時に、真面目に運営している多くの事業者にとっても大きな痛手となります。なぜ、こうした不正が繰り返されるのか。不正を防ぐには、行政の実効性のある指導が必要ではありませんか。町が指定権者として監査、指導ができる施設にはどのような施設があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。町が指定権者として指導等を行う施設は、地域密着型サービスのうち、グループホームと地域密着型特別養護老人ホームでございます。

なお、今申し上げた施設以外にも町が指定している町内の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び総合事業の事業所に対して指導等を行います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございます。先ほど紹介いただいた施設には、どのような方法で監査とか指導をしておられるのか。また、この監査には、私ども自動車免許持っておりますけども、ゴールド免許だったら5年間。そのような有効期限みたいなものはあるのでしょうか。併せてお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。まず、指導の方法につきましては、指導には集団指導と運営指導の2種類がございます。

ます。集団指導では、制度改正の内容など事業所において注意していただきたい点等をサービスの種類ごとにまとめ、町が指定している事業所に対して周知しております。

なお、周知内容を各事業所において確認した後、その旨を町へ報告いただいております。また、運営指導では、原則として対象の事業所に直接出向き、実地にて行っております。事業所の管理者等から事前提出資料や事業所に保管されている関係書類等をもとに説明を求め、運営の基準等を満たしているかを確認しております。次に、監査につきましては、監査は不正請求や虐待が行われている可能性が高い場合や重大な運営基準違反が疑われる場合に実施いたします。監査では、事業所、関係者への聞き取り及び書類の精査等を行います。書類に関しては、証拠保全のために事業所から一時的に預かって持ち帰る場合もございます。最後に、監査には特に有効期限はございませんが、介護保険事業所としての指定には6年間の有効期間があり、6年ごとに指定の更新が必要となります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。先ほど、大隅課長さんのほうからお話がありました。介護事業所は経営が苦しんでということでしたが、そういう中で不正が起こるかも分かりません。今後は、こういう不正が起こらないように十分指導監査のほどよろしくお願ひしたいと思います。次に、介護事業者の不正請求による過払い金の返還請求には時効はあるのでしょうか。あるのであれば、時効は何年ですか。また、これまで本町において、時効により不正請求による過払い金の返還請求ができなかったケースはあったのか、なかったか。併せてお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。不正請求における介護報酬の返還請求権につきましては、介護保険法の規定により時効が2年と定められております。また、本町において、時効の成立により部分的に返還請求ができなかったケースはありますが、全ての期間において時効が成立して

いたため、全く返還請求ができなかったというケースはございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。先ほどの答弁では時効は2年ということでした。もし、今日、不正の事実が判明し、10年前から不正に介護報酬を請求されていたとしたら、最初の8年間分は過払い金の返還請求ができない。ということは、町民の皆さんの介護保険料が搾取されたことで、介護保険料が数期にわたり高くなったということでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。不正請求が影響しているかということなのですが、介護報酬の不正請求につきましては、介護給付費の支出額に影響していることから、新居議員がおっしゃるとおり介護保険料の増加につながる要因の1つとなり得る可能性がございます。しかしながら、第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画の中で介護給付費の見込み額のほか、高齢者の人口など複数の要素を総合的に勘案して決定いたしておりますので、介護報酬の不正請求が直ちに第1号被保険者の介護保険料の増加に結びつくかどうかにつきましては、一概に申し上げることができないと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。ひとまず、1つの要因にはなるということですのでよろしいですね。では、3つ目の質問に行わさしてもらいます。生活支援サポーターについてお尋ねします。昨年第2回定例会において、町長から高齢者を支援する取組として高齢者の増加に伴い、生活ニーズの多様化に対応し高齢者の支援を図るための担い手を育成する。また、支援をする方々におかれましても高齢者支援を通じて介護予防の第一歩となる社会参加が促進され、加え、支援活動で体を動かすことで介護予防効果や地域貢献意識の高揚などの相乗効果が期待できると生活支援サポーター育成に声を上げられていました。私も全く同感で

ございます。大いに賛成したいと思います。この生活支援サポーターには、先ほど申しましたみたいに、私も協力していきたいと思いますが、かれこれ2年経ちますが、生活支援サポーターはこれまで何人育成できたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。本町では、高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、生活ニーズの多様化に対応し高齢者の支援を図る取組といたしまして、令和6年度から生活支援サポーター制度を開始しております。社会福祉協議会と連携しまして、これまでに生活支援サポーター養成講座を2回開催し、計18名のサポーターが誕生しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございます。広報あいずみにも今月号に生活支援サポーターの募集が掲載されておりました。多くの方が応募していただくことを心から願っております。次に、生活支援体制整備事業の一躍を担っておられるフレイルサポーターと生活支援サポーターとの連携などは考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。フレイルサポーターと生活支援サポーターの皆様には、高齢者が住み慣れた地域で健康な生活を続けるために異なる役割を担っていただいております。フレイルサポーターの皆様には、通いの場や各種イベント会場でのフレイル予防啓発、簡易フレイルチェックなど、主に予防に主眼を置いた啓発活動を担っていただいております。一方で、生活支援サポーターの皆様には、ごみ出しや電球交換、話し相手など、高齢者の日常生活において軽度な支援を行う役割を担っていただいております。この両サポーターの連携は、高齢者の状態やニーズの変化に応じて切れ目のない支援を提供するために重要であると認識しております。例えば、フレイルサポーターがフ

レイルチェックなどを通じて支援が必要な高齢者を見つけた場合、その情報を地域包括支援センター等に共有することで、必要に応じて生活支援サポーターによるサービスにつなげることができます。また、生活支援サポーターが依頼者と関わる中で、より専門的な介護予防の取組が必要と感じた場合は、フレイル予防の通いの場への参加を促すことができるなど、両サポーターが連携することで、より包括的に高齢者を支えることができると考えております。しかしながら、現時点では両サポーターの連携について、具体的な体制は構築されておられませんので、まずは登録者が少ない生活支援サポーターを増やすため、広報紙の活用のほかフレイルチェックの場などで生活支援サポーターの活動や養成講座について案内するなど、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。生活支援サポーターは、藍住町の地域を支え合って助け合う環境を整えていく上でとても有意義な存在だと私は認識しております。先ほど、18名の生活支援サポーターが誕生したと伺いました。今後何人くらい育成していくのか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。生活支援サポーター制度につきましては、生活支援サポーターが活動可能な地域の範囲及び支援が可能な内容と支援を依頼する人の地域性やニーズとのマッチングが必要となりますので、より多くの方にサポーター登録をしていただくことで、よりニーズに対応しやすくなると考えております。現状といたしましては、支援を必要とする人が増えたときに、そのニーズに答えられるだけのサポーターを十分に確保できているとは言えない状況でございます。このことから、今年度につきましても、来年2月に養成講座を開催いたしますので、広報紙のほか、ホームページや藍メールなども活用し広く周知を図り、できるだけ多くの方に御参加いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） はい、再問させていただきます。先ほど、まだこれからということでしたけども、私の勝手な思いですけども藍住町には9つの大きな字があります。勝瑞とか住吉とか、そういう字ごとに10人ぐらいの生活サポーターの皆さんが誕生したらそこで地域を支え合うことができるんじゃないかと私は思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。地区ごとに一定数のサポーターを確保し、その地区内で運用していくことで地域に根差した支援ができるというのも1つの考え方ではございますが、今後、ますます高齢者が増えることを踏まえ、地区内の人数だけでは十分にニーズに対応できないことが予想されます。そのため、より幅広く人材を確保して町全体としてサポーター数の拡充を図りつつ地区内の人材活用を基本としながら、依頼者に必要な支援が届くよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。では今後、よろしくお願いたします。では、最後の質問に移らさせていただきます。千間堀排水対策についてでございます。千間堀の排水対策については、徳島北高校西側の護岸整備、旧吉野川への流量分散等を今年度中に検討するとありましたが、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、ただいまの御質問について答弁させていただきます。本年度から2か年計画でコンサルティング事業者への委託による勝瑞地区浸水対策検討業務に着手しており、現在は氾濫要因の分析や流下能力を算定するための基礎資料を収集しているところです。これまでに、排水路の縦横断測量や4箇所を設置している水位計による水位観測を行いました。場所は、千間堀線と勝瑞正喜地線の交差しているあみだ橋、勝瑞駅西側の竹内ハイツ駐車場横の一丁池橋、徳島北高校南側及び源九郎排水機場前となっております。今後は、収集した基

礎資料を整理分析し、その結果を踏まえ流出抑制、護岸未整備区間の改修、別ルートへのバイパス経路の新設など、考えられる効果的な方策を総合的に検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。これで私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午後2時7分小休

午後2時14分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。理事者の方は明確な答弁をお願いをいたします。

それでは質問に入ります。1点目は汚水処理事業についてです。汚水処理事業の進捗状況がどのようになっているのか。この点につきまして、資料請求をいたしました。資料請求の内訳は、公共下水道事業決算書です。平成13年度から令和6年度末。24年間です。この中身につきましては、財源の内訳がどのような状況かということも1つは資料請求の中で明らかにしていただきました。なぜなら、公共下水道事業というのは、この事業を推進するためには多額の財源を必要としています。財源の内訳ですけど、地方債をはじめ、下水道の使用料、さらには一般会計からの繰入金、そして国庫補助金、このような財源が内訳となっています。そして、この地方債ですけど、地方債は借金です。借金というのは借りたら返さなければなりません。この起債の償還についても資料請求をいたしました。さらには、公共ますの設置件数と接続件数の内訳です。さらに公共下水道事業の事業費など、その資料説明をお願いをいたします。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 公共下水道事業の財源などについて、資料請求いただきました回答内容に従いまして御説明させていただきます。公共下水道事業の主な財源としましては、施設整備の費用を外部から調達する地方債、公共下水道を整備することによって利益を受ける方々に負担していただく受益者負担金、使用料に応じて負担していただく下水道使用料、一般会計が負担すべき経費や事業収入で賄いきれない部分を補填するための経費である繰入金、施設整備の際に活用できる国の補助金や交付金などがあります。本町が公共下水道事業を開始した平成13年度から令和6年度末までのそれぞれの財源の累計額は、地方債が40億4,980万円、受益者負担金が7,353万円、下水道使用料が8億8,103万4,000円、一般会計の繰入金が35億1,711万1,000円、国庫補助金及び交付金が23億154万円、その他としまして県補助金や手数料、繰越金などで5億6,861万円で、財源の合計は113億9,162万5,000円となっております。それぞれの財源が全体に占める割合につきましては、多いものから順に地方債で35.6パーセント、次いで一般会計からの繰入金が30.9パーセント、続いて国庫補助金及び交付金が20.2パーセントなどとなっております。財源で最も多くの割合を占めている地方債の利率や償還期間などの詳細につきましては、調達した年度や調達先によって借入利率や償還期間が異なり、利率は0.2パーセントから2.2パーセント。償還期間は10年から30年となっております。また、元金と利息を含めた令和6年度末までの償還金の総額は26億2,528万4,000円となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 今、答弁を頂きました。非常に財源の内訳としては、やはりもう地方債に頼らざるを得ないと。そして、一般会計からの繰入れをしなければ下水道事業は運営していけないということが先ほどの答弁をしていただいた中身で明らかになりました。さらに、起債の償還だけでもびっくりしました。26億2,500万。このような償還をされていると。財政的に状況では大変だということで、皆さん方、どのような状況かということを知っていただいたと思います。それでは、その次の質問に入ります。毎年、下水道事業は赤字が2億5,000万円。一般会計から繰入れをしています。そして、この2億5,000万円っていう

のは赤字ですね、これを解消できるのかどうかということを少しお尋ねします。なぜなら、公共ますの設置件数、資料請求して出していただきました。資料請求によりますと設置件数が1, 459件なんです。そして、公共下水道事業に接続したのが756件。接続率は僅か51.5パーセント。約半分の人しか下水道につないでくれないと。なぜ、下水道事業にこれだけお金をかけて、そして町が頑張ってるのにつないでくれない。この理由は簡単なんです。下水道に接続するためには敷地内の配管工事がいります。これは多額のお金が要します。さらに、下水道事業で下水道につないだ場合には、水道料金、この1.5倍が下水道の使用料です。ですから経済的な負担が大変な、これが今、町民の皆さんの暮らしの実態でないかと。この点でなかなかつないでくれないという、こういう悩みがあるわけです。私がもう1点聞きたいのは、こういう状況の中で公共下水道にどれだけの人がつないでくれたら解消するのか、赤字が。この点です。それから、もう1点は、町は50億円を超える公共下水道事業を推進をしているわけですけど、この事業について費用対効果、今まで費用対効果よく言われてまいりました。コミバスの件でもそうです。今、小川議員が質問した中でも再々費用対効果が出されてきました。この点で、公共下水道事業は費用対効果ではどのような成果があったのか。この点お聞きします。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 下水道事業の費用対効果についての御質問に答弁させていただきます。資料請求の回答でお示しさせていただいておりますが、公共下水道事業の工事事業費は、本町が公共下水道事業を開始した平成13年度から令和6年度末までの累計で53億3,971万円となっております。事業を実施するための財源は、先ほど御答弁させていただきましたように地方債や下水道使用料、国の交付金などですが、財源の一部は一般会計の繰入金に頼っている状況です。そこで、公共下水道事業を将来にわたり安定的に継続させるため中長期的な経営計画である経営戦略を策定し経営の健全化に努めています。経営戦略では、収支計画の目標として経常収支比率を中長期的に100パーセント以上を維持することとし、使用料収入などの財源確保に向けた取組を実施しております。一例としまして、下水道が利用できる区域にお住まいの皆様へ下水道接続工事に対する助成による早期

の下水道利用の推進や、下水道使用料の徴収率向上のため徴収業務を民間委託し厳正な滞納整理を実施しています。

なお、本年6月の県の補正予算において、市町村が実施する下水道接続工事助成制度に対して市町村助成金と同額の補助金が交付されることとなり、本町におきましてもこの補助事業を活用し、下水道接続工事への助成金を最大で倍増し、助成対象についても拡大することとしました。今後、個別訪問などを通じて下水道接続工事を推進してまいりたいと考えております。今後も公共下水道事業の経営につきましては、下水道使用料など経営に伴う収入によって経費を賄うこととする独立採算を原則とし健全な経営を行えるよう不断の見直しを行い事業を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君君） 再問いたします。今、答弁いただきました。助成金、金額とか条件等、少し説明願います。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君起立〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 再問に御答弁させていただきます。まず補助金の金額につきましては、最大で40万円。これまでは20万円だったんですけども最大で40万円となっております。また、対象につきましては、これまでは供用開始をしてから3年以内の区域が対象だったんですが、今回の補助制度は供用開始区域全域を対象としております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 先ほど財源問題で詳しく答弁していただきました。それで、下水道事業っていうのは独立採算制なんですね。それで、独立採算制で赤字をなくしていくということは、どうしても使用料等に頼らざるを得ないと。値上げを。ですから、値上げがなかなかできないということで町からの繰入金はずっと行われていると。先ほどの資料説明の中で少し見ていただいたら分かりますように、使用料とそれから繰入金。使用料をこのまま維持しようと思ったら繰入金をずっと続けなければならないということなんですね。繰入金をいわゆる財源にしなかった

ら約4倍の下水道の使用料になってしまうということで、少し、やはり町自身が財政問題を考えてこれから運営をしていただくということを申し添えます。それでは3番目に入ります。合併浄化槽です。これも決算を出していただきました。令和6年度末です。結論から言いますと、合併浄化槽は今まで下水道との比較で一般質問にも、なぜ合併浄化槽がいいのかということで再三言ってまいりました。1つは、単価も安く、災害にも強く、地元業者の仕事につながるということです。もう簡単に言えば、ガソリンスタンド。ガソリンスタンド、なぜ強いかというとコンクリートで固められておるわけです。ですから、これが公共下水道との違いなんです。そういう点で、今まで阪神淡路大震災からはじまって、非常にこの合併浄化槽というのが強いということで評価されました。この点で今後、やはり汚水処理は公共下水道事業に頼らず合併浄化槽として推進をできないのか。この点について伺います。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 汚水処理の方式についての御質問に御答弁させていただきます。本町の汚水処理の方針につきましては、令和4年に見直しを行った藍住町汚水処理構想に基づき取組を進めているところです。この構想では、それぞれの汚水処理施設について経済性の比較を基本とし、効率的かつ適正な処理区域の設定を行いました。経済性の比較では、区域ごとに公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理の建設費用や維持管理費用を算出した上で有利性を判定し、整備予定区域のすみ分けを決定いたしました。また、効率的かつ適正な公共下水道区域の選定では、令和17年度に汚水処理人口普及率を100パーセントとする目標を達成するため、認可区域内の未整備箇所の推進、認可区域を中心とした付近の追加区域の選定、地域下水道区域を組み入れた区域の選定、既整備区域の面積を視野に入れた目標区域面積の設定という4点に留意して選定を行いました。その結果、公共下水道区域面積は全体で254ヘクタールとし、これまでの区域面積であった990ヘクタールから大幅な縮小となりました。区域面積は縮小となりましたが、これからも持続的なサービスの提供ができるよう公共下水道事業を推進する一方、それ以外の区域では合併処理浄化槽による個別処理により効率的な汚水処理を行うことといたしました。引き続き、公共用水域の保全や生活環境の向上などの汚水処理施設が果たす役割を十分に発揮できるように汚水処理構想に基づき着実に

事業を進めてまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 答弁ありがとうございました。それでは2点目の質問をいたします。町営住宅の問題です。藍住町では、南海トラフ巨大地震に備えて住宅の耐震診断と耐震改修を呼びかけて大きく今、推進をしているところです。この状況の中で藍住町営住宅等長寿命計画、これが策定されているわけです。令和7年3月です。非常に詳しい分析がされています。町営住宅というのは、やはり、入居者の命と安全を第一に考えなければなりません。公共施設のこれはもう使命です。藍住町の、やはり、大きな役割でございます。この問題で小川議員が前議会で11階建ての中富団地の耐震性について質問をいたしました。大きな衝撃を受けました。なぜなら、耐震に大きな問題があるし、そして、現在入居されている入居者の方からも不安の声出ると、こういうことでございます。それで今回、私はそのような声の中でこの町営住宅としてどうあるべきかということで、計画が出されてますので大きく注目をしました。そして、これから質問をします。詳しく分析をされてますので、質問に必要な資料として計画されてるデータの2箇所を統合しました。この資料を御覧になっていただきたいと思います。これ現在、一般質問の資料をその次につけています。それで藍住町の全体の管理戸数が537戸、入居者が236、空き家が301、入居率が44パーセント、空き家率が56パーセントです。それで私が質問をこれからしたいのは、中富団地は先ほど言いました。中富団地はちょうど真ん中の辺りです。ここはもう優先的な用途廃止。第3次の判定で。それから事業の手法では用途の廃止をやるということです。停止ですね、もう。そして、この中富団地から下段、乙瀬から下を見ていただきますと、これは管理区分はもう継続管理。そして、3次の判定結果は優先的な改善をすると。優先的に改善したら使えるという、こういう考え方です。そして、事業手法は個別の改善を計画をしていくと。非常に、現在、この使える住宅をどうしていくかということで、明確な方針が出されているのがこの計画です。そして、私が質問をするのは、この資料に基づいてさせていただきます。まず1点目、入居募集を停止をしています。空家政策を藍住町は取っています。この点で住宅補修とか改善を早急に行ったらどうかということです。そして、その結果、入居できる戸数を少しでも増やしていく

と。こういうことを私は思っているわけです。町としてどのようにこの点で考えているのか答弁願います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） ただいまの御質問について答弁させていただきます。現在募集を停止している町営住宅につきましては、その多くが昭和40年代から50年代に建設された老朽化の著しい建物でございます。町といたしましては、当該町営住宅の入居者の安全確保と将来的な管理の効率化を図るため、長寿命化計画において棟単位での集約化と除却を進める方針といたしております。そのため募集停止中の旧耐震基準の住宅に対しては、大規模な補修や改善を行い入居戸数を増やすということは計画の方向性と矛盾いたしておりますので予定はしておりません。入居者に対しましては、生活を安全に維持するための補修などで対応いたしております。また、新耐震基準で建設されました町営住宅につきましては、必要に応じた修繕等の対応をする予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 今、答弁いただきました。全体の構想が分かりました。それで引き続き2点目です。ちょっと1点目と重複をしているところがありますので、その点少し。私は現在、町は空家政策を実施しているが入居できる住宅をそのまま放置をするのではなく入居者を募集すべきでないかと、このように考えています。これは先ほど見ていただきました乙瀬から以下、ここら辺は優先的な改善をすれば空家政策を取らなくてもいいんじゃないかと。それで、なぜ空家政策をとっているのか。その理由、何か理由があると思うんで、1つこの点、答弁願います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 入居できる住宅をそのまま放置するのではなく、入居者を募集すべきではないかという御質問に答弁させていただきます。先ほど申し上げました、新耐震基準で建設された一部の住宅については、現在、空き住戸がありますが、これらは中富団地の用途廃止に伴う住み替え先として確保しておく必要がございます。また、災害時の緊急的な一時入居先としての利用も考慮している

ことから現在は一般の募集は行っておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 今、答弁いただいたので空家政策の意義というか、内容が分かりました。そういう点で次の質問に入ります。3点目です。住宅の耐震化がされていないという事ですから、住宅の入居者についての安全性をどう確保していくかという。先ほど答弁の中で中富団地の入居者の問題が出てきました。これは、私の質問の中身と同じでないかと思います。建て替えなどの計画があるわけですね。この事業手法の設定、見たら、これはもうかなり先だと、建て替えは。まず、中富団地が一番危ないということでここを何とかということで、この問題です。それで、私は建て替えなどの計画っていうのはかなり先ですから、住み替えを検討すべきでないのかと。住み替えをなぜ検討しなければならないのかというのは、やはり人命尊重です。住民の皆さんのやはり命を大切にする、暮らしを大切にするという、こういう行政の主な役割がありますのでこの点をしっかり押さえていただいて、この住み替えを検討していただくと。今、先進的な自治体では同じようにやはり住宅の問題でいろんな施策を講じてます。先進的な自治体ではどうしているかという、やはり住み替え政策を住民の皆さん、そして入居者の皆さんと同じテーブルで検討しながら入居者も協力をすると。そして、行政側も入居者のいろんな要望に応じて財政的な面でも補填をしていくと、こういう考え方なんです。そこで、私は住み替えに伴う経済的な負担の軽減を行うと。いわゆる端的に言いますと、引っ越しの費用も役場が持ちましようということです。入居先の家賃が高ければ一定補償も補填もしましよう。そこまで踏み込んでいく、こういう必要性があるんじゃないかと。とりわけ、分析されている中でも高齢者の入居者が非常に多いわけです。それから、一人家族の方も結構いらっしゃいます。そうすると、どこにやはりこの住み替え優先で施策をとっても頼りにするかっていうたら、どうしてもやはり行政に頼らざるを得ないと、このように考えています。この点で、きめ細かい行政施策がいるんでないかと思います。この件で答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） ただいまの御質問について答弁いたします。耐震化が行われていない住宅にお住まいの方々の安全の確保は、町としても最も重要な課題であると認識しております。特に、高齢の入居者の方々が大規模災害から命を守るためには、円滑な住み替えとそのための負担軽減策や支援体制の整備が必要と考えております。住み替えに伴う経済的な負担につきましては、引っ越しに必要な費用の一部を公的に支援する方法や移転によって家賃の負担が一時的に増加する場合に緩和する手法など、入居者に過度な負担が生じないよう配慮する方向で検討してまいります。また、高齢者や要配慮者が安心して住み替えを行えるよう、移転先の案内や入居手続きの支援、引っ越し当日の作業負担を軽減するためのサポートなど、個々の事情に寄り添った丁寧な相談支援体制を整えることが重要であると考えております。これらの支援につきましては、入居者の安全と生活の継続を最優先に、他自治体における公営住宅再編時の支援制度を参考にしながら本町で可能な取組を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 前向きな答弁をしていただきありがとうございます。その方向で、ぜひ住宅行政を進めていってほしいと切に願っています。それでは最後の質問です。町が雇用する会計年度の職員についてです。これは2025年9月25日付の徳島新聞でも取り上げられました。町行政の大きな役割は住民サービス、この仕事を進めていく上で職員の約半数に近い非正規職員である会計年度任用職員が担っています。この会計年度任用職員が存在しなければ行政を維持することができません。ところが、労働条件は正規職員と比べて正規職員の約半分程度の賃金です。本来は同一労働同一賃金が原則です。議会で質問をしました2024年の8月の資料をつけています。先ほどの住宅の右横と思います。この資料を御覧になっていただきたいと思います。それで、次の点についてお伺いをいたします。令和7年10月末時点での町の職員数、正規職員と会計年度の職員数、そのうちパート何人かということをお伺いいたします。答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、議員、御指摘のとお

り町行政にとって住民サービスの提供は重要な役割であり、その現場を担う会計年度任用職員数は少なくありません。その上で、御質問の職員数についてでございますが、令和7年10月末時点における本町の職員数は合計401人でございます。その内訳は正規職員が215人、会計年度任用職員は186人で、そのうちパートタイム職員は139人でございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 今、答弁をしていただきました。まさに非正規の職員の皆さん方の頑張りが、この今の町の行政を大きく支えているということでございます。それで県内の自治体の職員のうち会計年度の職員、いわゆる非正規の。これは平均37パーセントを占めているわけですけど、藍住町はそれより非正規の方が多いということです。それで、2点目に入ります。会計年度職員の給与に関して総務省が2023年、正規職員と同様に人事院勧告や都道府県人事委員会勧告に基づいて4月に遡及して改定するよう自治体に通達をいたしました。正規職員が4月に昇給すれば12月から遡って差額が支給されます。会計年度職員にも遡及して給与が増額をされます。国は地方交付税での増額補正をして対応しています。予算上の裏づけをしてまで遡及改定を求めているわけです。遡及した場合、年間の給与が高卒者で21万円、大卒者で20万円、フルタイムに近い非正規職員は10万円前後増える見込みです。遡及する自治体としない自治体では格差が生まれることになるわけです。この点で、町は会計年度任用職員の給与を4月に遡及をし改定をしたかどうか、この点でお伺いをいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。会計年度任用職員の給与改定についての御質問でございました。国において常勤職員の給与が改定された場合の会計年度任用職員の給与については、常勤職員の取扱いに準じて改定することが基本であること、また、財政措置が講じられていることは承知いたしております。しかしながら本町では、現時点では遡及をしての改定は行ってはおりません。その主な理由といたしましては、本町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、給与改定は翌年度からの適用と定めており、また、会計年度任用職

員は任用期間が年度単位であり、任用時に給与条件などを明示した通知を出しているため任用中の給与変更は、制度運用上、慎重に検討する必要があるためでございます。全国的には遡及改定を実施している自治体、見送っている自治体など対応は様々であると認識いたしております。本町といたしましても職員間の均衡や制度の安定的な運用等を踏まえ、他の自治体の取組状況を注視しつつ、今後の対応について引き続き検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君君） 再問。再問いたします。今、答弁をしていただきました。それで遡及の問題です。これは2025年12月の11日、衆議院の総務委員会で日本共産党の辰巳孝太郎議員が、この非正規の地方公務員の処遇改善について質問を行ってきました。それでその中で総務大臣は常勤職員に準じて改定をすることが基本だと。全ての自治体で実施をするように各団体にヒアリングを行い、適切に対応するようにしたいと、このように答弁をしているわけです。この点もしっかり押さえていただいて。やはり国の方針、財政補填までしているわけですから、ぜひ実施をしてほしいとこのように思います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。先ほど答弁申し上げましたとおり、国から、総務省から常勤職員の給与改定された場合、会計年度任用職員の給与についても常勤職員の取扱いに準じて改定することが基本であるということ、先ほど申し上げたとおりでございます。また、それに加えて財政措置も講じられているということも承知いたしておるところでございます。繰り返しになりますけれども、本町といたしましては他の自治体の状況も注視しつつ、今後の対応について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 今、答弁いただきました。全国で455の自治体が遡及をしていないということが総務委員会では明らかになり、その実態については先

ほど私が質問したように総務大臣がヒアリングを行っていくと、こういうことをぜひ前向きに捉えていただきたいと。それで、財政問題がよく出されるんですが、先ほどの資料の中で町職員と会計年度の職員の賃金の格差、言いました。それでその下段に令和7年度の財政力の指数、藍住町は物すごく財政力の指数高いんです。松茂、徳島市、阿南市、北島町、藍住町と。ですから財政的な問題であり言わないほうがいいんじゃないかと思います。それでは、その次、行きます。3番目。人事院が2024年、国の非正規公務員に公募なしの再任用の上限回数に関する努力義務を撤廃をしました。総務省は、雇用は希望者は上限を決めず雇用を続けるように指示を出しました。藍住町では1年ごとの採用を繰り返していますが、いつ解雇されるのかと雇用不安を持っています。勤務実績を考慮し、選考し再度の任用を行うことが必要ではないのか。職員には仕事を習熟させ、やる気を持ってもらう。この観点が必要です。毎年の公募は時間と経費の無駄です。国の方針に従って改めるべきです。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。会計年度任用職員の毎年の公募の在り方についての御質問でございました。まず、国の期間業務職員については、公募によらない再度の任用の上限とする取扱いが廃止されたことは承知いたしております。また、総務省の事務処理マニュアルにおきましても、公募は法律上、必須ではないものの、できる限り広く募集を行うことが望ましい旨が示されております。本町におきましては、会計年度任用職員の任用は地方公務員法に基づく平等取扱いの原則や成績主義の原則を踏まえ、広く人材を求め、よりの確な人材を任用することが行政サービスの向上につながるとの考えから、できる限り広く募集を行うことを基本として毎年、公募を実施しているところでございます。一方で、議員、御指摘のとおり、毎年の公募、選考が職員に将来への不安を与えたり、事務負担が生じたりする点、また、業務の習熟や意欲維持の観点から継続的な任用の在り方を検討する必要性があることは一定の課題であると認識いたしております。本町といたしましては、全国の自治体で対応が様々である状況を注視しながら、制度の趣旨、公平性、事務負担などを総合的に勘案し、より効率的かつ公平な任用の在り方について今後の検討課題と考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） ぜひ、その点で検討していただきたいと思います。それでは4点目です。パートタイム、労働時間が15分短いわけです。それで、労働条件の違い、フルタイムとの違いについてどのような条件が課せられているのか答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。会計年度任用職員におけるフルタイム職員とパートタイム職員の労働条件の違いについての御質問でございました。まず、会計年度任用職員は地方公務員法に基づき、勤務形態によりフルタイムとパートタイムに区分されております。フルタイム職員は正規職員と同一の勤務時間である者を指し、パートタイム職員はそれより短い勤務時間である者を言います。両者の主な労働条件の違いといたしましては、まず、勤務時間につきましては、フルタイム職員が週38時間45分、パートタイム職員が週37時間30分以内となっております。休暇につきましては、フルタイム、パートタイム職員とも同じであり、退職につきましては、フルタイム職員は勤務した日が一定期間を超えると退職手当が支給され、パートタイム職員は失業給付となっております。また、期末手当及び勤勉手当につきましては、その基礎額について、フルタイム職員については基準日における給料の月額、パートタイム職員については基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額となっております。その他、フルタイム職員は地方公務員法に基づく営利企業への従事等の制限の対象となりますが、パートタイム職員は対象外となっております。本町といたしましては、今後も職務内容と勤務実態との均衡に配慮しながら、適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 最後の質問です。5点目です。全国の自治体で働く非正規公務員が増えています。正規職員と賃金格差が大きく身分も不安定でございます。公共サービスを担う人が安心して働けるよう処遇改善を図るとともに、希望者

には正規雇用への道を開くべきだと、このように考えています。答弁を求めます。

なお、参考までに鳥取県の状況を資料としてつけてます。答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。会計年度任用職員の処遇改善、正規職員への採用についての御質問でございました。議員、御指摘のとおり、非正規職員が安心して働ける環境づくり、また、意欲を持って業務に従事していただけるよう処遇改善を図っていくことは、町行政にとって重要な課題でございます。その上で、有意な人材の確保と行政サービスの質向上の観点から、会計年度任用職員から正規職員への採用については、有効な手法であると理解しております。また、総務省から事例集が出されており、全国の自治体で様々な取組が進められていることも承知いたしております。しかしながら、正規職員の採用につきましては、地方公務員法に基づく平等取扱いの原則や競争試験などによる採用を基本とする制度の趣旨を踏まえる必要があります。特定の職員を前提とした採用については慎重な対応が求められます。本町といたしましては、まずは現行制度のもとで処遇改善や働きやすい職場環境の整備に努め、会計年度任用職員の正規職員への採用につきましては、制度の趣旨、公平性、透明性、組織運営などを総合的に勘案し、他の自治体の取組状況を注視しながら、慎重に検討する必要があると考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君君） 前向きな答弁を頂きました。やはり、同じく職場で働く労働者です。あらゆる点で処遇を改善していただいて、働きやすい職場にさせていただくと。そのことで住民の皆さんの行政サービスへも大きく職員の皆さんが寄与するんでないかと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（米本義博君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、12月20日から12月23日までの4日間を

休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、12月20日から12月23日までの4日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は12月24日午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日はこれで散会します。

午後3時10分散会

---

令和7年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和7年12月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	森 伸二
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	12 番議員	奥村 晴明
4 番議員	元木 春香	13 番議員	佐野 慶一
5 番議員	紙永 芳夫	14 番議員	森 志郎
6 番議員	竹内 君彦	15 番議員	烏海 典昭
7 番議員	永浜 浩幸	16 番議員	米本 義博
8 番議員	前田 晃良		

2 欠席議員

11 番議員 林 茂

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子                      主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
図書館長	深見 亜喜
住民課長	堺 政仁

生活環境課長

鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第3号)

- |     |   |   |
|-----|---|---|
| 第1  | 議第70号                                     | 令和7年度藍住町一般会計補正予算について  |
| 第2  | 議第71号                                     | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について  |
| 第3  | 議第72号                                     | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について  |
| 第4  | 議第73号                                     | 令和7年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について                                       |
| 第5  | 議第74号                                     | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について |
| 第6  | 議第75号                                     | 幼稚園の授業料に関する条例の一部改正について  |
| 第7  | 議第76号                                     | 藍住町町民栄誉賞授与の同意について   |
| 第8  | 議第77号                                     | 令和7年度藍住町一般会計補正予算(第4号)について   |
| 第9  | 議第78号                                     | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算(第2号)について                                   |
| 第10 | 議第79号                                     | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算(第2号)について                                     |
| 第11 | 議第80号                                     | 職員の給与に関する条例の一部改正について  |
| 第12 | 議第81号                                     | 藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                   |
| 第13 | 議第82号                                     | 藍住町基本構想の策定について  |
| 第14 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について |   |

令和7年藍住町議会第4回定例会会議録

12月24日

午前10時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので御報告しておきます。

本日欠席の11番議員、林茂君は、本会期の会議録署名議員であるため会議録署名議員の追加指名を行います。会議録署名議員は、藍住町議会会議規則第120条の規定によって、13番議員、佐野慶一君を追加指名します。

○議長（米本義博君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第7、議第76号「藍住町町民栄誉賞授与の同意について」までの7議案を一括議題とします。

これより、上程7議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第76号「藍住町町民栄誉賞授与の同意について」までの7

議案を一括して採決します。

お諮りします。議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第76号「藍住町町民栄誉賞授与の同意について」までの7議案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第70号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第76号「藍住町町民栄誉賞授与の同意について」までの7議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（米本義博君） 日程第8、議第77号「令和7年度藍住町一般会計補正予算（第4号）について」から、日程第13、議第82号「藍住町基本構想の策定について」までの6議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、ただいま上程されました議案について提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第77号「令和7年度藍住町一般会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出とも3,300万円を追加し、予算総額を150億9,100万円とするものであります。歳出補正の内容といたしましては、人事院及び県人事委員会の給与等の改定勧告に基づき、一般職に係る給与等の引き上げ改定を行い3,300万円増額するものであります。歳入補正といたしましては、地方交付税で3,300万円増額するものであります。

議第78号「令和7年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算（第2号）について」は、歳出補正により予算総額を33億7,169万9,000円とするものであります。歳出補正の主な内容といたしましては、総務費を857万円、保健事業費を1万円増額し、予備費を858万円減額するものであります。

議第79号「令和7年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算（第2号）について」は、歳出補正により予算総額を32億6,927万8,000円とするものであります。歳出補正の主な内容といたしましては、地域支援事業費の一般管理

費を160万円、包括的支援事業・任意事業費を3万円増額し、介護予防・生活支援サービス事業費を163万円減額するものであります。

議第80号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の一般職の給与等に係る人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき、本町の職員についてもこれに準じて改正することが適当と考えるため条例の一部改正を提案するものであります。主な改正内容は、給料表については初任給をはじめ若年層に重点を置き平均で約3.0パーセント引き上げるほか、期末勤勉手当については年間の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

議第81号「藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、人事委員会勧告に基づく職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る通勤手当及び通勤に係る費用弁償についての額の改定の効力発生時期を定めるため本条例の一部を改正するものであります。

議第82号「藍住町基本構想の策定について」は、現在の基本構想が令和8年3月31日をもって期間を終了することから、令和8年度を初年度とする新たな藍住町基本構想を策定するため、藍住町基本構想の策定に関する条例第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時7分小休

---

〔小休中に小川理事兼総務課長、上崎健康推進課長、大隅企画政策課長、補足説明をする〕

---

午前10時21分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより上程6議案に対する質疑を行います。質疑のある方は御発議をお願いします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

○議長（米本義博君） 議第77号「令和7年度藍住町一般会計補正予算（第4号）について」から、議第82号「藍住町基本構想の策定について」までの6議案を一括して採決します。

お諮りします。議第77号「令和7年度藍住町一般会計補正予算（第4号）について」から、議第82号「藍住町基本構想の策定について」までの6議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第77号「令和7年度藍住町一般会計補正予算（第4号）について」から、議第82号「藍住町基本構想の策定について」までの6議案は、原案のとおり決定されました。

---

○議長（米本義博君） 最後に、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（米本義博君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月定例会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。去る8日の開会から本日までの17日間にわたり、提案申し上げました議案につきまして十分御審議を頂き、全議案を御承認いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問等におきまして、いじめ対策や認知症対策をはじめ、教育環境、さらには物価高対策など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げます。今後も住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしく申し上げます。

最後に、令和7年も余すところ、僅かとなってまいりました。本席御同席の皆様方、また、全ての町民の皆様にとりまして新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし閉会にあたっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

○議長（米本義博君） 以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第4回藍住町議会定例会を閉会します。

午前10時26分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	米本 義博
会議録署名議員	林 茂
会議録署名議員	奥村 晴明
会議録署名議員	佐野 慶一